

回復期病床への機能転換 施設整備事業について

平成29年11月 熊本県健康福祉部

1

1 協議の流れ その1

地域調整会議で適否に関する協議を行う。主な流れは次のとおり。

- ① 冒頭に、県から補助金交付を希望する医療機関(以下「申請者」)の申請概要を一覧表形式で説明する。
- ② 申請者は、必要に応じて、委員からの質問に対して説明を行う。

※ 申請者の了解が得られた場合、一括して質疑応答

2

2 協議の流れ その2

- ③ 委員は、県及び申請者からの説明等を聞いた後に、申請内容について適否に関する協議を行う。なお、複数の申請がある場合は、優先順位についても協議を行う。
ただし、県下全体の申請額が予算の枠に収まる場合は、優先順位は不要とする。

※ 申請者が地域調整会議の委員の場合、委員として自己の申請に係る協議には参加できないものとする。

- ④ 後日、県医療政策課が調整会議の結果を踏まえて、適否の結果を通知する。

3

3 協議における着眼点

【(1) 施工内容】

- ① 事業計画の内容を達成するための施行内容となっているか。
→認められない項目：病床機能の転換に關係のない壁紙の張り替え、機器や備品購入等

【(2) 事業内容】

- ① 転換後の主な機能が回復期病床として妥当か。
② 事業実施理由が地域医療構想の考え方(病床機能の分化・連携)に沿っているか、地域医療への貢献が認められるか。
③ 近隣の急性期や慢性期病床機能を持つ医療機関との連携体制が明確か。

4

「政策医療を担う中心的な医療機関」の役割明確化の協議の進め方について (案)

平成29年11月 熊本県健康福祉部

1

協議の進め方に関する確認事項

◆ 協議方法について

⇒ I 協議に当たっての「説明資料」

◆ 病床機能の転換等の影響が県下全域に及ぶことが見込まれる場合

⇒ II 地域調整会議と県調整会議の役割について

2

協議の進め方に関する確認事項－Ⅰ

◆ 協議方法について

⇒ | 協議に当たっての「説明資料」

3

| - 1 県調整会議と地域調整会議の役割 (議事項目)

※第1回県調整会議及び地域調整会議の資料1より抜粋

県調整会議	地域調整会議
①調整会議運営方針	①調整会議運営方針
②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出	②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出
③将来の提供体制構築のための方向性共有 (各地域の状況報告)	③将来の提供体制構築のための方向性共有 (各医療機関の役割明確化)
④地域医療介護総合確保基金・県計画	④地域医療介護総合確保基金・県計画
⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る制度設計	⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る申請案件の適否
⑥地域調整会議で課題となっている点の検討、その他情報共有等	⑥その他課題の検討、その他情報共有等

4

I - 2 地域調整会議における各医療機関の役割明確化

※第1回県調整会議及び地域調整会議の資料1より抜粋

厚生労働省「地域医療構想に関するワーキンググループ」で検討されている
「地域医療構想の実現プロセス」を踏まえ、次のように取り扱う

(1) 各地域調整会議において「政策医療を担う中心的な医療機関」※の役割について協議を行う。

※協議対象となる「政策医療を担う中心的な医療機関」については、熊本県地域医療構想「第5章 構想区域ごとの状況」に記載する次の拠点病院及び地域医療支援病院を基に、各地域調整会議で決定する。

- ・図表59「各構想区域の5疾病に係る拠点病院及び地域医療支援病院」
- ・図表60「各構想区域の5事業に係る拠点病院」

5

I - 3 厚生労働省の協議事項に関する考え方

● 厚生労働省から調整会議での協議事項が示された。 (平成29年8月4日付け厚生労働省医政局長通知)

- ① 公立病院については、「新公立病院改革プラン」(以下「改革プラン」)をもとに、地域調整会議に参加することで、地域医療構想の達成に向けた具体的な協議が促進される。
- ② 公的医療機関等については、「公的医療機関等2025プラン」(以下「2025プラン」)を策定し、地域調整会議に提示し、具体的な議論を進めること。
- ③ 2025プランの策定対象でない医療機関については、現状と担っている役割を踏まえた今後の方針を検討することが重要で、構想の達成に向けた議論を進めることが望ましい。

6

I - 4 本県の協議に関する取扱い

- ① 「政策医療を担う中心的な医療機関」は、「改革プラン」又は「2025プラン」の記載内容の共通部分をベースとした「統一様式」^{*}により地域調整会議で協議(情報共有・意見交換)を行う。
- ② 様式のポイントは、病床機能と診療科に関する予定を記入すること。

※ 両プランの記載内容を転記することで作成が可能になるよう配慮する。

- ※ 2025プランにはあって、改革プランにはない一部項目については、公立病院に新たな記入を求めるものとする。
- ※ 上記のプランの策定対象ではない民間医療機関について、新規に作成することとなる。

7

I - 5 本県での協議に関する取扱い（まとめ方）

- 説明内容に対する意見を受けて、当該医療機関はプランの必要な見直しを行う。

8

| -参考① 2025プラン対象医療機関

区分	医療機関名
日本赤十字社	熊本赤十字病院、熊本健康管理センター
社会福祉法人恩賜財団済生会	済生会熊本病院、済生会みすみ病院
国家公務員共済組合連合会	熊本中央病院
独立行政法人地域医療機能推進機構	熊本総合病院、 <u>人吉医療センター</u> 、天草中央総合病院
独立行政法人国立病院機構	熊本医療センター、熊本南病院、熊本再春荘病院、菊池病院
独立行政法人労働者健康安全機構	熊本労災病院
地域医療支援病院	熊本地域医療センター、宇城総合病院、天草地域医療センター ※本表の下線付き医療機関
特定機能病院	熊本大学医学部附属病院

9

| -参考② 改革プラン対象医療機関

区分	医療機関名
公立病院	熊本市立熊本市民病院、熊本市立植木病院、山都町包括医療センターそよう病院、宇城市民病院、公立玉名中央病院、荒尾市民病院、和水町立病院、山鹿市民医療センター、阿蘇医療センター、小国公立病院、八代市立病院、水俣市立総合医療センター、球磨郡公立多良木病院、上天草総合病院、天草市立牛深市民病院、天草市立河浦病院、天草市立新和病院、天草市立栖本病院

10

I - 6 兩プランの記載項目と統一様式の項目

改革プラン		2025プラン	統一様式
1. 病院の現状	(1) 病床数 (2) 診療科目 等	1. 現状と課題	(1) 構想区域の現状 (2) 構想区域の課題 (3) 自施設の現状 (4) 自施設の課題
2. 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	(1) 当該病院の果たすべき役割(平成32年度末における具体的な将来像) (2) 2025年における具体的な将来像 (3) 地域包括ケアシステム構築に向けて果たすべき役割 (4) 医療機能等指標に係る数値目標 等	2. 今後の方針	(1) 地域において今後担うべき役割 (2) 今後持つべき病床機能 (3) その他見直すべき点
3. 経営の効率化	(1) 経営指標に係る数値目標(病床利用率等) (2) 経常収支比率に係る目標設定の考え方 等	3. 具体的な計画	(1) 4機能ごとの病床のあり方について (2) 診療科の見直しについて (3) その他の数値目標
4. 再編・ネットワーク化	(1) 構想区域内の病院等配置の現況 (2) 当該病院に係る再編・ネットワーク化計画の概要		(1) 病床稼働率 (2) 手術室稼働率 (3) 紹介率 (4) 逆紹介率 (5) 人件費率 (6) 医療収益に占める人材育成にかける経費
5. 経営形態の見直し	(1) 経営形態の見直し計画の概要等		
公立病院追加記入			
4. その他特記事項			

11

協議の進め方に関する確認事項－II

◆ 病床機能の転換等の影響が県下全域に及ぶことが見込まれる場合

⇒ II 地域調整会議と県調整会議の役割について

12

II - 1 地域調整会議の役割

【原則】

- ◆ 地域調整会議の大きな役割は、構想区域内における政策医療を担う中心的な医療機関の役割明確化や病床機能の転換の協議を行うこと。



【要検討】

影響が県下全域に及ぶことが見込まれる医療機関の役割明確化や病床機能の転換等の場合、当該地域調整会議の協議だけでなく、県調整会議の協議が必要ではないか。

13

II - 2 県調整会議と地域調整会議の役割(議事項目)

※第1回県調整会議及び地域調整会議の資料1より抜粋

県調整会議	地域調整会議
①調整会議運営方針	①調整会議運営方針
②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出	②病床機能報告結果等による現状共有及び課題抽出
③将来の提供体制構築のための方向性共有（各地域の状況報告）	③将来の提供体制構築のための方向性共有（各医療機関の役割明確化）
④地域医療介護総合確保基金・県計画	④地域医療介護総合確保基金・県計画
⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る制度設計	⑤回復期病床への機能転換施設整備事業に係る申請案件の適否
⑥地域調整会議で課題となっている点の検討、その他情報共有等	⑥その他課題の検討、その他情報共有等

14

II - 3 県下全域に影響を与える医療機関とは

- ① 三次救急を担う救命救急センター等、基幹災害拠点病院、周産期母子医療センター、指定発達支援医療機関(重度心身障害者(児)施設)などの医療機関
- ② その他地域調整会議が対象と認める医療機関

15

II - 4 県調整会議と地域調整会議の役割分担(案)

II - 3 に該当する医療機関の取扱いについて

- ① 地域調整会議で協議を行い、その協議結果を県調整会議に報告する。
県調整会議は、必要に応じて報告内容の協議を行う。
- ② 地域調整会議が県調整会議での協議を求めた場合、県調整会議で協議を行う。

16

地域調整会議で「政策医療を担う中心的な医療機関」として決定された医療機関一覧

H29.11.2 熊本県健康福祉部

構想区域名	医療機関名
熊本・上益城	熊本大学医学部附属病院
	熊本医療センター（NHO）
	熊本赤十字病院
	済生会熊本病院
	熊本中央病院
	熊本地域医療センター
	熊本市立熊本市民病院
	熊本機能病院
	くまもと森都総合病院
	杉村病院
	大腸肛門病センター高野病院
	福田病院
	慈恵病院
	矢部広域病院
	山都町包括医療センターそよう病院
宇城	熊本南病院（NHO）
	済生会みすみ病院
	宇城総合病院
	宇城市民病院
有明	公立玉名中央病院
	荒尾市民病院
	玉名地域保健医療センター
	和水町立病院
鹿本	山鹿市民医療センター
	保利病院
	山鹿中央病院
	三森循環器科・呼吸器科病院
	山鹿温泉リハビリテーション病院
	山鹿回生病院
菊池	熊本再春荘病院（NHO）
	熊本セントラル病院
	熊本リハビリテーション病院
	菊池中央病院
	菊陽台病院
	菊池都市医師会立病院
	岸病院
	川口病院

構想区域名	医療機関名
阿蘇	阿蘇医療センター
	阿蘇温泉病院
	大阿蘇病院
	小国公立病院
	阿蘇立野病院
八代	熊本労災病院
	熊本総合病院（JCHO）
	八代北部地域医療センター
	峯苦医院
	高橋医院
芦北	松本医院
	水俣市立総合医療センター
	岡部病院
球磨	人吉医療センター（JCHO）
	球磨郡公立多良木病院
	球磨病院
	外山胃腸病院
天草	天草中央総合病院（JCHO）
	天草地域医療センター
	上天草市立上天草総合病院
	天草慈恵病院
	天草市立牛深市民病院
	天草第一病院
	天草市立河浦病院
	苓北医師会病院
日赤・熊本健康管理センター	天草市立新和病院
	天草市立栖本病院

◇厚生労働省医政局長通知により、今後、地域調整会議で統一様式の説明と協議を行うこととする医療機関（予定）

熊本・上益城	日赤・熊本健康管理センター
	熊本市立植木病院
菊池	菊池病院
八代	八代市立病院

※：八代市立病院は、八代地域医療構想調整会議において、今後の役割等について協議を行うよう求められたが、「政策医療を担う中心的な医療機関」には決定されていない

写

医政発 0804 第 2 号
平成 29 年 8 月 4 日

(別記の開設主体の長) 殿

厚生労働省医政局長

地域医療構想を踏まえた「公的医療機関等 2025 プラン」策定について（依頼）

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、将来に向けて医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことが必要となっています。

そのような中、各都道府県は、平成 29 年 3 月までに地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）の策定を完了しており、今後、その達成に向けて、構想区域（同号に規定する構想区域をいう。）ごとに、地域医療構想調整会議（同法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）を開催し、関係者による議論を進めていくこととなります。

地域医療構想調整会議における具体的な議論の進め方については、平成 28 年 12 月、「医療計画の見直し等に関する検討会」において意見がとりまとめられ、将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関から、その役割の明確化を図り、その他の医療機関については、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえ、役割の明確化を図ることとされています。

病院事業を設置する地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省自治財政局長通知）を参考に、平成 28 年度中に「新公立病院改革プラン」を策定することとされており、策定した「新公立病院改革プラン」をもとに、地域医療構想調整会議に参加することで、地域医療構想の達成に向けた具体的な議論が促進されるものと考えております。

また、医療法上、都道府県知事は、地域医療構想の達成を図るため、公的医療機関等（同法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）に対してより強い権限の行使が可能となっております。

さらに、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関、地域医療支援病院及び特定機能病院については、その設立の趣旨や、地域における医療確保等の責務に鑑み、今後も地域に求められる役割を果たしていくことが期待されます。

こうした点を踏まえれば、公的医療機関等を始めとする上記の医療機関が、他の医療機関に率先して、地域医療構想の達成に向けた将来の方向性を示していただくことが重要と考えております。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）においても、個別の病院名や転換する病床数等の具体的な対応方針を速やかに策定するため、2年間程度で集中的な検討を促進することとされたところです。

については、貴殿が設置する医療機関について、地域医療構想調整会議における具体的な議論の促進に資するよう、別添の様式を参考に「公的医療機関等2025プラン」を策定するとともに、策定した「公的医療機関等2025プラン」を地域医療構想調整会議に提示し、具体的な議論を進めていただくよう、貴殿が設置する医療機関に対し依頼いたしますようお願いします。また、策定したプランについては、地域医療構想調整会議における協議の方向性との齟齬が生じた場合には見直しを行うなど、地域の他の医療機関との役割分担や連携体制も含め、構想区域全体における医療提供体制との整合性を図っていただくようお願いします。

なお、「公的医療機関等2025プラン」については、別添「公的医療機関等2025プランについて」に示す「地域医療構想調整会議の進め方のサイクル」に沿って、地域で計画的に議論が進められるよう、可能な限り早期に策定を進めることが重要であることから、救急医療や災害医療といった政策医療を主として担う医療機関については、このサイクルで予定されている3回目の地域医療構想調整会議における議論に間に合うよう本年9月末までに、その他の医療機関においても、遅くとも4回目の地域医療構想調整会議において議論できるよう本年12月末までに策定を進めていただくようお願いします。

また、本件については、国において都道府県へ地域医療構想調整会議における議論の状況等についての進捗確認をする中で策定状況等の把握をいたしますが、これに加え、貴殿に対し直接、貴殿が設置する医療機関の策定状況等について照会をさせて頂く可能性があることを申し添えます。

(別記)

日本赤十字社社長
社会福祉法人恩賜財団済生会会長
全国厚生農業協同組合連合会会長
社会福祉法人北海道社会事業協会会長
独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
国家公務員共済組合連合会理事長
公立学校共済組合理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
健康保険組合連合会会長
全国健康保険協会理事長
独立行政法人国立病院機構理事長
独立行政法人労働者健康安全機構理事長
各特定機能病院開設者
各地域医療支援病院開設者

○○病院が担う役割について

平成 年 月 ○○病院

1

1 現状と課題

【自施設の現状と課題】

<記入要領>

- 自施設の現状や地域において担っている役割^{*}、課題を2025プラン又は改革プランに記載がある場合は転記、記載がない場合又はプランがない場合は新たに記入してください。

※ 記載例として

- ・自施設の理念、基本方針等
- ・自施設の診療実績（届出入院基本料、平均在院日数等）
- ・自施設の職員数（医師、看護職員、その他専門職、事務職員等）
- ・自施設の特徴（4機能のうち○○が中心 等）
- ・自施設の担う政策医療（5疾病・5事業及び在宅医療に関する事項）
- ・他機関との連携（周産期医療については他の医療機関との連携を前提に対応等）

2

2 今後の方針

【地域において今後担うべき役割】

<記入要領>

- 前記の「1 現状と課題」の内容に沿って今後の方針^{*}を、既にプランに記載がある場合は転記、記載がない場合又はプランがない場合は新たに記入してください。

* 職員については、特に医療従事者の確保の見通し、地域において担っている役割については、その役割を継続、拡充、縮小又は廃止するかの方針を記入してください。

3

3 具体的な計画

(1) 今後提供する医療機能に関する事項

【① 4 機能ごとの病床のあり方 その1】

単位：床

病床機能	2017年(平成29年)	2023年(平成35年)	2025年(平成37年)
高度急性期			
急性期			
回復期	<p><記入要領></p> <p><input type="checkbox"/> 平成29年度病床機能報告の報告内容を転記してください。</p>		
慢性期			
その他			
合計			

4

3 具体的な計画

(1) 今後提供する医療機能に関する事項

【①4機能ごとの病床のあり方 その2】

<記入要領>

- 2017年(基準日)と2023年(6年後:基準日後)の病床機能が異なる場合(転換しようとする場合)は、その理由を記入してください。理由には、(ア)転換の必要性や背景、(イ)転換前の現在担っている病床機能を転換後にどのように充足させる考え方を含めてください。

※ 平成29年度病床機能報告から、基準日と基準日後の病床機能が異なる場合は、その理由を記入するようになりました。

- 2025年の病床機能が2017年や2023年と異なる場合は、その理由を記入してください(任意)。

5

3 具体的な計画

(1) 今後提供する医療機能に関する事項

【②診療科の見直し】

	現時点 (年 月時点)	2025年	理由・方策
維持			<p><記入要領></p> <p><input type="checkbox"/> 必要事項として</p> <ul style="list-style-type: none">・診療科の新設、廃止、変更・統合等の理由・(新設等の場合)具体的な人員確保の方策・(廃止等の場合)廃止される機能を補う方策
新設			<p><input type="checkbox"/> 公的医療機関等は、2025プランから転記してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 公立病院及び民間医療機関は、選択した2025年の病床機能をベースに、可能な範囲で記入してください(任意)。</p>
廃止			
変更・統合			

6

3 具体的な計画 (2) 数値目標

	現時点(年 月時点)	2025年
①病床稼働率	<記入要領> □ 公的医療機関等は、病床稼働率、紹介率、逆紹介率を2025プランから転記してください。 □ 公立病院及び民間医療機関は、次の算定式により上記の数値を算出し、記入してください。 ※ 紹介率、逆紹介率は当該データがあれば記入してください。 ➢ 病床稼働率(%) = (病床機能報告における) 在棟患者延べ数 / (許可病床数 × 365) × 100 ➢ 紹介率(%) = 紹介患者の数 / 初診患者の数 × 100 ➢ 逆紹介率(%) = 逆紹介患者の数 / 初診患者の数 × 100	
②紹介率		
③逆紹介率		

7

3 具体的な計画 (3) 数値目標の達成に向けた取組みと課題

【取組みと課題】

<記入要領>

- 前記の「(2) 数値目標」の達成に向けて実施中又は実施予定の取組みや、予想される課題を記入してください。

8

4 その他特記事項

【○○○○】

<記入要領>

- 前記以外の項目で、地域調整会議に特に説明したい事項がありましたら、記入してください。

9

地域医療介護総合確保基金(医療分)について

資料構成

- 1 平成29年度内示額について
- 2 平成30年度新規事業提案状況について

平成29年11月2日 熊本県健康福祉部

1 平成29年度内示額について

事業区分	要望額 ①	内示額 ② (H29.8.10)	単位:千円	
			内示額総額 に占める割合	要望額①に対する 内示額②の割合 ③ (②/①)
1(地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業)	814,211	814,211	44.4%	100%
2(居宅等における医療の提供に関する事業)	128,116	113,366	6.2%	88.5%
4(医療従事者の確保に関する事業)	994,848	906,634	49.4%	91.1%
合計	1,937,175	1,834,211	100%	94.7%

- 要望額①に対する内示額②の割合は94.7%
(平成28年度:100%、平成27年度:90.1%)
- 事業区分1(ハード事業)に重点配分(総額の約55.5%)するという国の方針に対して、本県は事業区分2、4(ソフト事業)合計で内示額総額の55.6%を確保
- 要望額①と内示額②との差額約1億円については、県事務費の減や執行残が見込まれる事業の事業費削減等、極力各事業に影響がないように対応
- 以上を踏まえ、平成29年度県計画及び交付申請書を厚生労働省へ提出(9月27日)

2 平成30年度新規事業提案状況について

(1) 平成30年度基金事業(医療分)の選定に当たり、H29.7.1～7.31まで事業提案募集を実施

・募集方法

県ホームページへの掲載及び各団体、県内市町村に文書を送付し、募集を実施

・提案状況

延べ12団体(右表参照)から計23事業の提案

(提案事業一覧は別紙参照)

・提案に対する対応

平成29年9月に提案団体と県医師会担当理事を交えて意見交換を実施

(2) 提案事業の選定基準

- ① 基金事業費の総額は平成29年度当初予算額を上限とし、新規提案事業についてもこの枠内で事業化を検討
- ② 国の方針を受け、事業区分1の提案事業を優先
- ③ 地域医療構想の達成を推進するための課題が明示され、当該課題と提案事業内容との間に整合性があること
- ④ 国が定める標準事業例に該当していること
- ⑤ 事業の実施目標及び成果目標が数値化されていること
- ⑥ 他の財源(診療報酬、介護報酬及びその他の補助金等)で措置されていないこと

平成30年度基金事業については、来年2月～3月に開催される県及び地域の調整会議で報告予定です。

提案団体(略称)	提案件数
八代市	1
県歯科医師会	5
県歯科衛生士会	1
県看護協会	3
県精神科協会	1
水俣芦北郡医師会	2
熊本大学医学部附属病院	2
日本病院会熊本県支部	2
全日本病院協会	3
公的病院長会	1
全国自治体病院協議会	1
県老人福祉施設協議会	1
合計	23

地域医療介護総合確保基金(医療分) H30年度新規提案事業一覧

資料5・別紙

整理番号	提案団体	提案事業名	事業概要	H30事業費 (提案額)	(単位:千円) うち、基金
1	八代市	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援事業	退院調整や急変時の入院受入等に資する医療機関間の調整及び研修の開催	7,654	7,654
2	県歯科医師会	骨粗鬆症のリスク判定による、患者の医療安全を推進する医科歯科連携のモデル事業	1. パノラマX線写真撮影により骨粗鬆症の疑いがある患者に対して、整形外科等での精密検査の受診勧奨を行い、同意が得られたら医科へ紹介できるような体制づくり 2. 医科歯科連携に係る教育(研修)の実施	23,275	23,275
3	県歯科医師会	歯科連携パス(お口の医科歯科連携ノート《仮名》)	医科歯科連携に重点を置いた歯科疾患や口腔機能に関する連携パス作成	4,700	4,700
4	県歯科医師会	老人保健施設における多職種連携事業	県下14都市歯科医師会の中よりモデル地区を2都市選定し、施設の中で栄養士を含めた多職種によるミールラウンド実施	1,500	1,500
5	県歯科医師会	訪問在宅医療、他業種との医療連携に関する歯科衛生士の育成	在宅訪問歯科、他業種との連携に対応できる人材を育成する為に、講習会で必要な教材等の整備	6,400	6,400
6	県歯科医師会	在宅歯科診療機器整備事業	在宅歯科診療の実施に必要な機器整備	7,000	7,000
7	県歯科衛生士会	歯科衛生士による高齢者の自立支援	歯科衛生士の各地域での地域ケア会議に参加を目的とした研修	1,000	1,000
8	県看護協会	看護職の働き方改革支援事業	1. 勤務環境改善のためのマネジメント研修(看護職対象) 2. 看護職の労働時間管理等の働き方改革推進事業 3. 医療勤務環境改善支援センターと連携した訪問型WLB推進事業	1,500	1,500

整理番号	提案団体	提案事業名	事業概要	H30事業費 (提案額)	(単位:千円) うち、基金
9	県看護協会	過疎地域(看護職不足地域)への就業促進の強化事業	1. 地域の医療機関看護管理者と「看護職確保」についての意見交換会開催 2. 人材確保と労務管理等についての各地区で研修会開催(3回) 3. モデル的に看護職の確保が困難となっている地域を選択し、潜在看護師等への就業促進強化を図るための事業の強化事業	1,876	1,876
10	県看護協会	在宅での人生の最終段階における療養生活支援事業	在宅での人生の最終段階における療養生活支援事業	2,900	2,900
11	県精神科協会	循環型認知症医療のための精神科病院と一般科病院による合同カンファレンス支援体制構築事業	1. BPSDなどの事案に困っている一般病院を訪問や合同カンファレンス等、精神科病院の支援チーム活動 2. 一般病院、精神科病院の医療従事者に対するBPSDや連携体制構築に係る研修会開催	12,000	12,000
12	水俣芦北郡医師会	高度急性期病床への機能転換施設・設備整備事業	急性期病床から高度急性期病床へ転換を行う医療機関の施設設備整備事業	424,800	212,400
13	水俣芦北郡医師会	病床の機能分化・連携を推進するための研修の実施	病床の機能分化・連携を推進するためのICTを活用した実践的な医療連携研修事業	1,413	1,413
14	熊本大学医学部附属病院	「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化のための人材育成事業	1. 認知症専門医養成(2ヵ年で3名)のための体制整備 2. 認知症サポート医の資質向上事業	20,000	20,000
15	熊本大学医学部附属病院	医療依存度の高い患者の在宅療養充実に向けた看護職支援事業	1. 相談システム(訪問看護に従事する看護師を対象に電子媒体を活用した相談対応)運営 2. 訪問看護ステーションの要望に対応した当看護部に所属する専門看護師・認定看護師による在宅訪問(訪問看護に携わる看護師の指導を目的とする) 3. 根拠のある知識・技術の習得を目的とした教育研修(講義・演習・事例検討)	3,000	3,000
16	日本病院会熊本県支部	地域医療貢献を志す専門医資格者の病院総合医へのキャリアチェンジ支援事業	病院総合医養成に必要な研修、並びにプライマリ・ケア研修に必要な実習室の設置	20,610	20,610
17	日本病院会熊本県支部	地域包括ケアにおけるケアの継続性を目的とした、連携ツールの開発・推進事業	アウトカム志向型の患者記録やアセスメントツール、疾患パンフレットの標準化を推進するための研修会や会議、指導者の派遣、研修者の受け入れ事業	16,127	16,127

整理番号	提案団体	提案事業名	事業概要	H30事業費(提案額)	うち、基金
18	全日本病院協会	回復期病床における認知症対応病床の設備整備事業	認知症対応病棟構築のための設備整備	51,000	25,500
19.	全日本病院協会	人工知能を活用した地域連携で配車・配送を行う設備整備事業	急性期から回復期への搬送に係る配車及び配送を管理するための設備とシステム構築	11,450	5,275
20	全日本病院協会	人工知能を活用したベッドコントロールの設備整備事業	AIを利用した、病院内のベッドコントロールシステムの構築	12,000	6,000
21	公的病院長会	病床機能の分化・連携の体制強化のための医科歯科連携に向けた体制づくり事業	1. 歯科衛生士による口腔ケアや歯科治療への早期取組による、歯科との連携を充実させることで、早期退院、自宅等への復帰の支援を行う事業 2. 回復期における医科歯科連携の充実を図るための事業	2,600	2,600
22	全国自治体病院協議会	回復期病棟(地域包括ケア病棟)における医学的リハビリーション設備整備事業	球磨構想区域の医療機関への回復期機能充実に係る設備整備	10,500	7,000
23	県老人福祉施設協議会	認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症モデルの課題の抽出、改善、まとめを目的とした医療・介護のワーキングチームによる現状調査、研修	2,500	1,250
合計				645,805	390,980

平成29年度病床機能報告における改正点

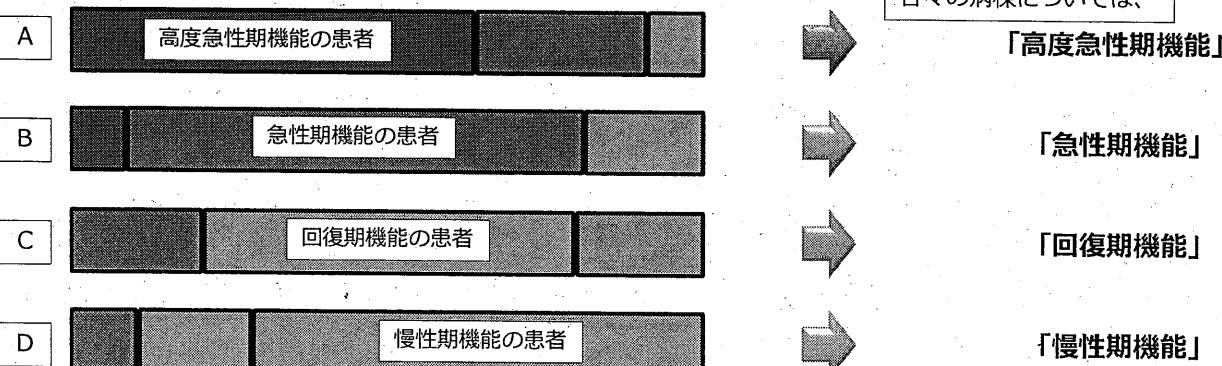
医療機能の選択に当たっての考え方の整理

基本的な考え方 ～ その1 ～

現在の病床機能報告においては、病棟が担う機能をいずれか1つ選択して、報告することとされている。ただし、実際の病棟には、様々な病期の患者が入院していることから、医療機関は、提供している医療の内容が明らかとなるように具体的な報告を、都道府県に報告することとされている。

→ 上記の考え方を基本としつつも、下記のように、当該病棟で、いずれかの機能のうち、もっとも多くの割合の患者の機能を報告することを、基本とする。

(とある病棟のイメージ)



として報告することを基本とする。

特定の機能を有する病棟における病床機能報告の取扱い

特定入院料等を算定する病棟については、一般的には、次のとおりそれぞれの機能として報告するものとして取り扱う。
その他の一般入院料等を算定する病棟については、各病棟の実態に応じて選択する。

高度急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能

※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例
救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟

- 救命救急入院料
- 特定集中治療室管理料
- 小児集中治療室管理料
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 小児特定集中治療室管理料
- 新生児特定集中治療室管理料
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 新生児治療回復室入院管理料

急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。

- 地域包括ケア病棟入院料（※）
- ※ 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択。
- 回復期リハビリテーション病棟入院料

慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

- 特殊疾患入院医療管理料
- 特殊疾患病棟入院料
- 難病病棟入院基本料

2

特定の機能を有さない病棟における病床機能報告の取扱い

基本的な考え方 ~ その2 ~

第5回地域医療構想に関するWG 資料2
(H29.6.2)

特定入院料等を算定しない病棟について、一般的には次のとおり報告するものとして取り扱うこととしてはどうか。
また、次の組合せと異なる機能を選択することを妨げるものではないが、次の組合せと異なる機能を選択する場合については、地域医療構想調整会議で確認することとしてはどうか。

高度急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能

※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例
救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟

- 一般病棟 7 対 1
- 特定機能病院一般病棟 7 対 1
- 専門病院 7 対 1

急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

- 一般病棟 1.0 対 1
- 特定機能病院一般病棟 1.0 対 1
- 専門病院 1.0 対 1

回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。

- 一般病棟 1.3 対 1
- 一般病棟 1.5 対 1
- 専門病院 1.0 対 1

慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

病床機能報告における回復期機能の取扱いについて

平成28年度 病床機能報告 報告マニュアル（抜粋）

第5回地域医療構想に関するWG 資料2
(H29.6.2)

3. 報告の概要

3-1. 報告様式1における報告項目の概要

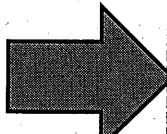
(1) 「I 各病棟の病床が担う医療機能」について

回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。

平成28年度の報告マニュアルより、次の内容を追記したところ。

- 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していないても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できることにご留意ください。

- 
- ・ 平成28年度の報告にあたり、報告マニュアルにおいて上記内容を追加したところであるが、現状の病床機能報告では、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟を算定している病棟が回復期機能の多くを占めている。
 - ・ 平成29年度の報告に向け、今般の病床機能報告の取扱いと併せて、リハビリテーションを提供していないても回復期機能を選択できることについて、再度、周知徹底することとする。

4

報告項目の追加・見直しについて

- 「構造設備・人員配置等に関する項目」については、平成29年度報告（平成29年10月実施）から、以下の点を見直す。

- ▶ 「人員配置」に関して、以下の項目を追加。
 - ・ 医師数、歯科医師数（施設単位）
 - ・ 管理栄養士数（施設単位、病棟単位）、診療放射線技師・臨床検査技師（施設単位）
- ▶ 「6年が経過した日における病床の機能」に関連し、6年後の「転換先の施設類型」を把握するための項目を追加。
- ▶ 「入院前・退院先の場所別の患者数」、「退院後に在宅医療を必要とする患者数」について、報告対象期間を、現在の1か月間から、1年間に見直す。
- ▶ 稼働していない病床（※）がある場合は、その理由を併せて報告する。
※原則、病棟単位で全て稼働していない場合を想定
- ▶ その他、都道府県のデータ活用における利便性の向上のため、以下の見直しを実施。
 - ・ 医療機関の設置主体の選択肢を追加
 - ・ 特定機能病院、地域医療支援病院等の承認の有無の選択肢を追加

- 「医療の内容に関する項目」については、平成30年度報告（平成30年10月実施）に向けて、平成30年度診療報酬改定の内容を踏まえ、抜本的な見直しについて検討していく。

- ▶ 回復期・慢性期の機能見える化する項目の検討 等

5

参考資料②

※第1回地域調整会議配布資料2の修正版

目次

○ 集計対象データ	P 1
○ 調査結果の概要【累計】	P 2
○ 熊本県計	P 7
○ 熊本・上益城地域	P11
○ 宇城地域	P23
○ 有明地域	P27
○ 鹿本地域	P31
○ 菊池地域	P35
○ 阿蘇地域	P39
○ 八代地域	P43
○ 芦北地域	P47
○ 球磨地域	P51
○ 天草地域	P55

平成28年度病床機能報告結果について

平成29年9月 熊本県健康福祉部

〈病床機能報告に係るデータ共有のねらい〉

- ・地域医療構想調整会議では、毎年度の病床機能報告の結果をはじめとする各種データ等により、各構成区域において不足する病床機能の把握や医療提供体制の構築に向けた進捗状況の確認を進めています。
- ・各医療機関においては、これらのデータ等を参考にするなどにより、地域における自院内の病床機能の相対的位置付けを客観的に把握した上で、病床の機能分化等の自主的な取組みを進めています。

〈集計対象データについて〉

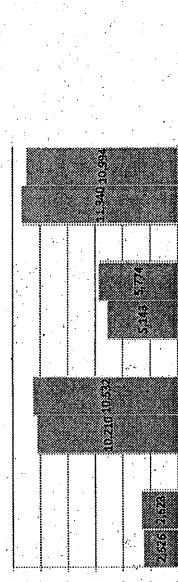
① 報告対象医療機関数	488 (30, 658 床)
② 回答を得た医療機関数 (許可病床数)	485 (30, 614 床)
③ 回答率 [② / ①]	99.3% (99.8%)
④ 許可病床数	

【参考：地域ごとの状況】

地域	報告対象医療機関数 (下段：許可病床数)	回答を得た医療機関数 (下段：許可病床数)	回答率[② / ①] (下段：許可病床数)	⑤		
				高急性期	急性期	回復期
熊本・上益城	216	214	99.1%	99.0%	99.0%	99.0%
うち、熊本	15,053	15,015	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%
うち、上益城	13,957	13,959	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%
宇城	27	27	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
有明	39	38	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%
鹿本	327	327	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
菊池	2,889	2,889	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
阿蘇	13	13	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
八代	42	42	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
芦北	23	23	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
球磨	1,403	1,403	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
天草	29	29	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
熊本県計	488	488	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%

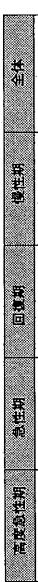
【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



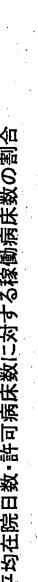
【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



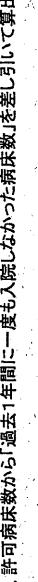
【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



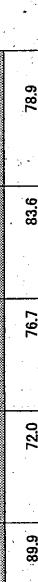
【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



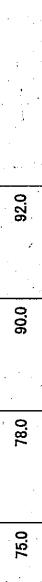
【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



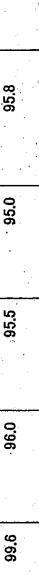
【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



【属性別】

左:2016(H28) 右:2022(H34)



2 入院前の場所・退院先の場所別の入院患者の状況

- (対象期間 平成26年6月の1か月間)
- ① 入院前の場所で最も多いのは、高度急性期・慢性期では「家庭からの入院」、回復期では「院内他病棟からの転棟」
 - ② 退院先の場所で最も多いのは、病床機能を問わず「家庭へ退院」

①入院前

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	全休
院内の他病棟からの転棟	20%	7%	39%	34%	15%
家庭からの入院	73%	74%	33%	35%	67%
他の病院・診療所から の転院	4%	7%	22%	25%	9%
介護施設・福利施設から の入院	2%	4%	4%	6%	4%
院内の出生	1%	7%	1%	0%	4%
その他	0%	1%	1%	0%	1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②退院後

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	全休
院内の他病棟へ転棟	23%	14%	7%	14%	16%
家庭へ退院	59%	72%	68%	38%	87%
他の病院・診療所へ転 院	15%	7%	8%	11%	9%
介護老入保健施設に入 所	0%	1%	4%	4%	1%
介護老入福祉施設に入 所	0%	1%	2%	4%	1%
社会福祉施設・有料老 人ホーム等に入所	1%	2%	7%	5%	2%
終了(死亡・退院等)	2%	3%	4%	24%	4%
その他	0%	0%	0%	0%	0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3 在宅医療の実施状況について

- ① 報告があつた医療機関のうち、「在宅医療(後方)支援病院、在宅医療支援診療所を届け出している医療機関の割合は25%」
- ② 平成28年6月の「在宅医療を実施した診療所の割合は28%」
- ③ 退院後に在宅医療を必要とする患者のうち、「在宅医療の実施予定が不明の患者の割合は37%」

①在宅医療(後方)支援病院、在宅医療支援診療所を届け出している医療機関の割合

	届出	未届出	不明
基準日(平成28年7月1日時点)	25% (122機関)	56% (281機関)	17% (85機関)

②在宅医療を実施している診療所の割合

	実施	未実施	未回答
平成28年6月の1か月間	28% (88診療所)	37% (115診療所)	35% (111診療所)

③退院後に在宅医療を必要とする患者の状況

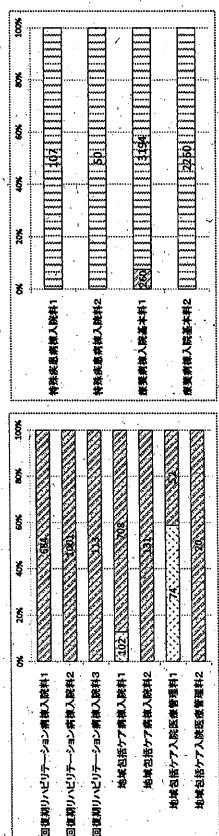
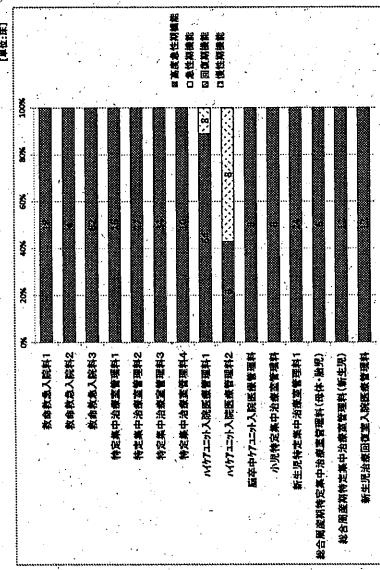
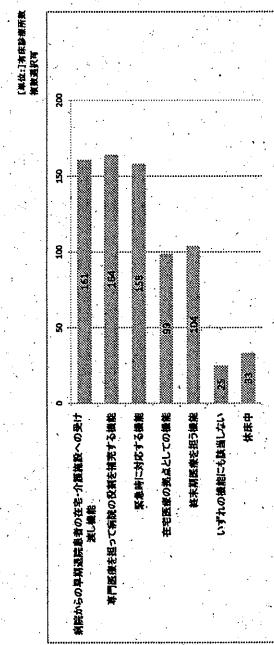
	在宅医療の必要なし	在宅医療が必要あり	地図版が住宅医療を提供予定	不明
平成28年6月の1か月間	89% (21,127人)	4% (868人)	3% (995人)	4% (388人)

4 特定入院料等届出病床ごとの病床機能について

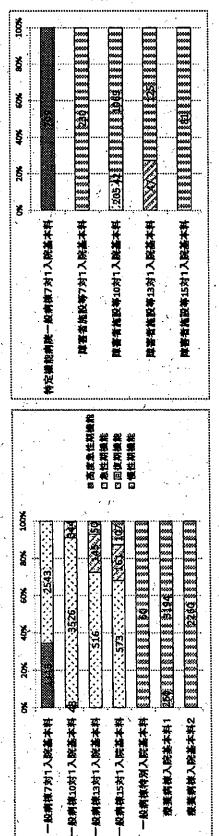
- 特定の機能を有する病棟における病床機能報告については、下図のとおり
- 地域包括ケア病棟入院料1では、13%（102床／810床）が急性期、
- 地域包括ケア病棟入院料2では、87%（708床／810床）が回復期
- 地域包括ケア病棟入院料1では、100%（131床／131床）が急性期、
- 地域包括ケア病棟入院料2では、59%（74床／126床）が回復期
- 地域包括ケア入院料1では、59%（74床／126床）が急性期、
- 地域包括ケア入院料2では、100%（20床／20床）が回復期

5 有床診療所の病床の役割

「専門医療を担つて病院の役割を補完する機能」、「病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能」、「緊急時に応応する機能」の順に多い。



[参考] 入院基本料ごとの病床機能について

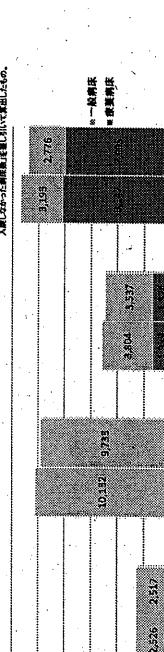


熊本県

①帽子を身に付けて医療機関を訪れる (訪問者数)	
468(30,656人)	②回答を得た医療機関別に持可病床数 (訪問者数)
485(30,614人)	③回答者数 (訪問者数)

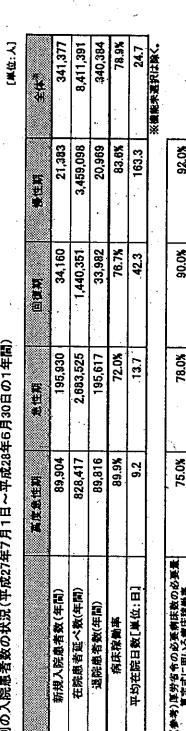
1 平成28年度病院機能別における報告状況について

(1) 基準日(平成28年7月1日現在)における報告状況について



区分	高急性期		急性期		回復期		慢生期		全期	
	急性期	慢性期	急性期	慢性期	急性期	慢性期	急性期	慢性期	急性期	慢性期
新規入院患者数(年内)	89,904	191,930	34,160	21,303	341,377	341,377	34,160	21,303	89,904	191,930
在院患者延べ年間	826,417	1,685,525	1,440,351	3,655,008	8,411,391	8,411,391	1,440,351	3,655,008	826,417	1,685,525
退院患者延べ年間	89,816	195,617	33,982	20,969	340,384	340,384	33,982	20,969	89,816	195,617
平均在院日数(算出日)	80.9	72.0	76.7	83.0	24.7	24.7	72.0	83.0	80.9	72.0
※参考)新規入院患者数に対する在院日数	9.2	13.7	42.3	163.3	-	-	13.7	163.3	9.2	13.7
※参考)在院患者数に対する在院日数	75.0	78.0	90.0	92.0	-	-	78.0	92.0	75.0	78.0

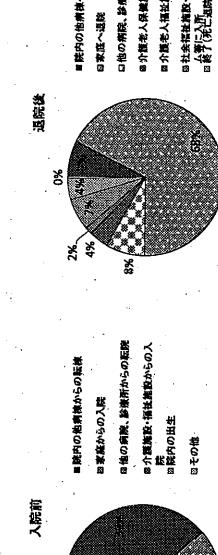
(2) 病床種別による在院患者数の状況(平成27年7月1日～平成28年5月30日の1年間)



[属性: 人]

区分	高急性期	急性期	回復期	慢生期	全期
新規入院患者数(年内)	89,904	191,930	34,160	21,303	341,377
在院患者延べ年間	826,417	1,685,525	1,440,351	3,655,008	8,411,391
退院患者延べ年間	89,816	195,617	33,982	20,969	340,384
平均在院日数(算出日)	80.9	72.0	76.7	83.0	24.7
※参考)新規入院患者数に対する在院日数	9.2	13.7	42.3	163.3	-
※参考)在院患者数に対する在院日数	75.0	78.0	90.0	92.0	-

(3) 回復期



退院後

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

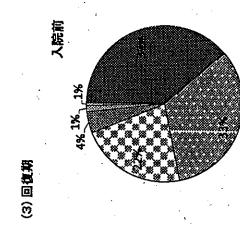
介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他



退院後

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

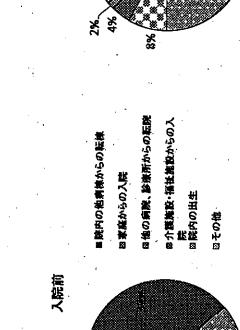
介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他



退院後

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

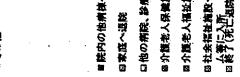
介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他



退院後

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

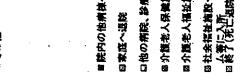
介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他



退院後

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

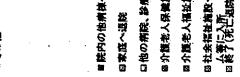
介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他



退院後

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

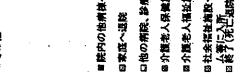
介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他



退院後

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他

院内の施設等へ転院

自宅へ

他の病院、診療所への転院

介護施設・福祉施設からの入院

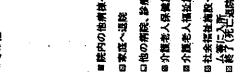
介護施設・福祉施設からの出生

社会福祉施設・有料老人ホームへ

介護施設・福祉施設の入院

自宅等(元二所)

その他



4 在宅医療の実施状況について

(1) 在宅看護(後方支援体制)、在宅搬送・搬送体制を用いている医療機関の割合 (2) 在宅医療を実施している医療機関の割合(平成28年6月の1か月間)

調査対象: 407医療機関 総計件数: 155件



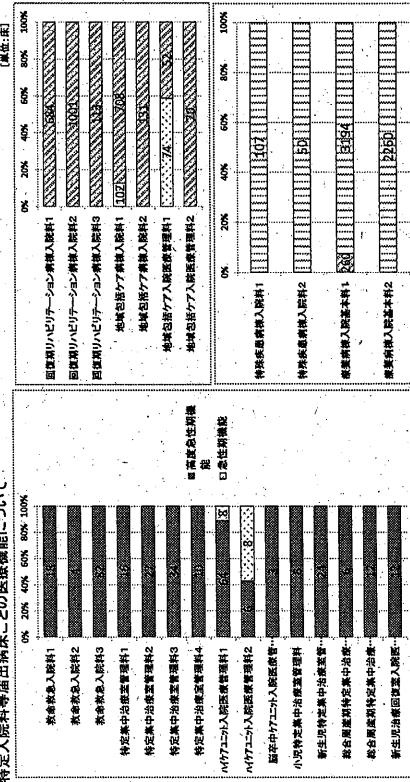
5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成28年6月の1か月分)

調査対象: 407医療機関

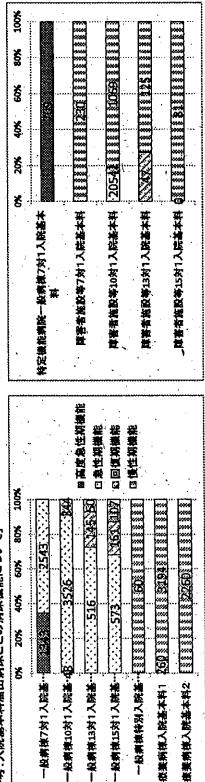


6 特定入院料等提出病床ごとの医療機能について

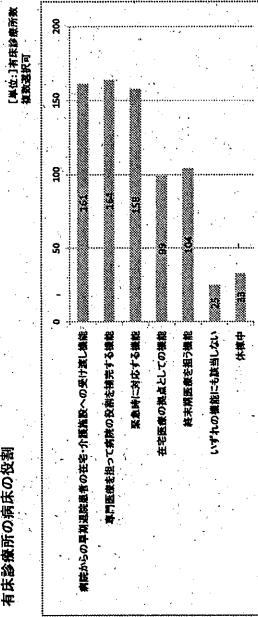
調査対象: 407医療機関

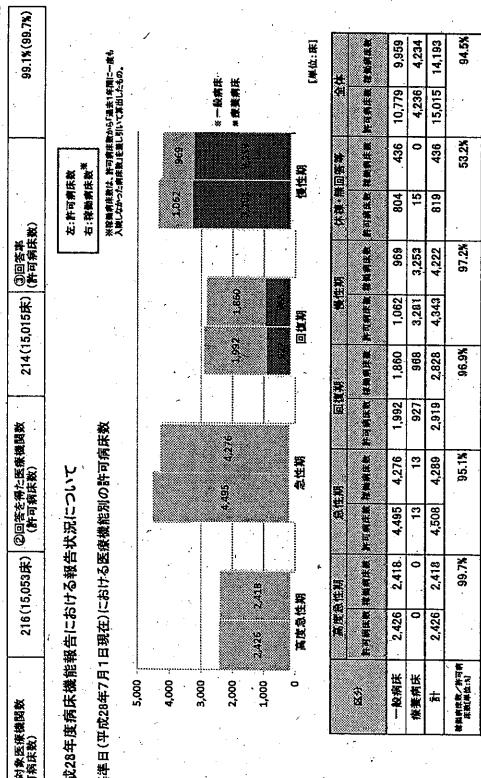


参考: 入院本料提出病床ごとの治療機能について

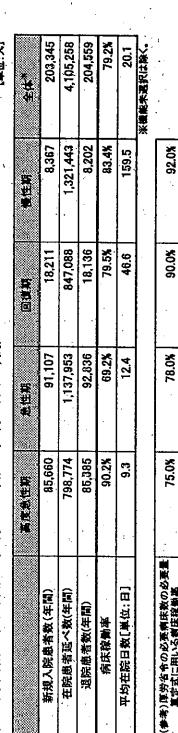


7 有床診療所の病床の役割

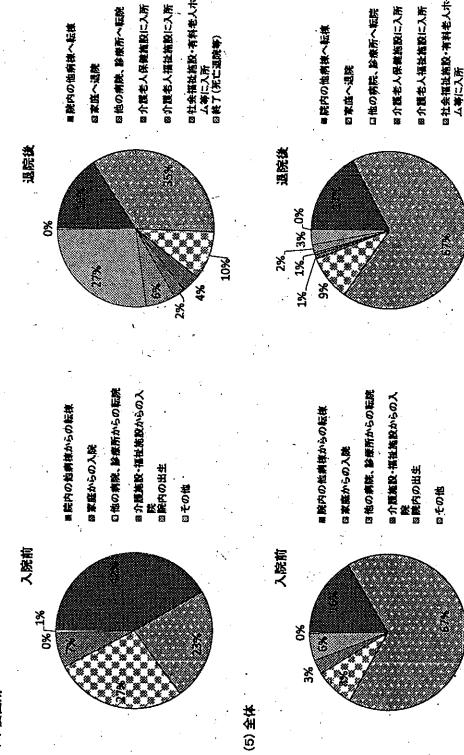




2 基準日後(平成34年7月1日(6年経過後))における病床数の見通しについて

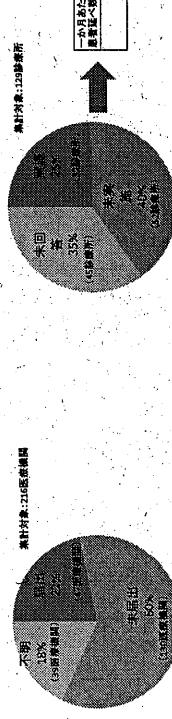


3 入院前の場所・退院先の場所別の入院患者の状況(平成28年6月の1か月間)

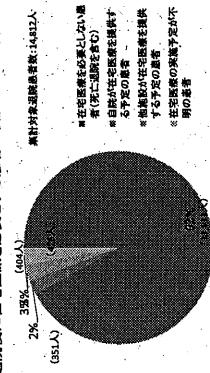


4 在宅医療の実施状況について

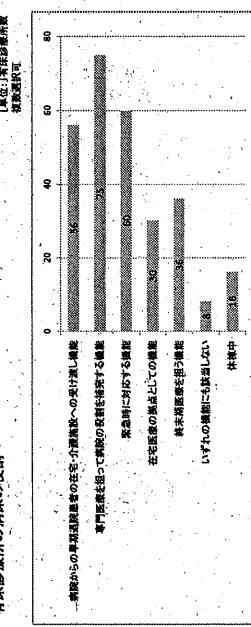
(1) 在宅医療(後方)支援料、在宅医療支援診療を届け出している医療機関の割合 (2) 在宅医療を実施している診療所の割合(平成24年6月の1か月間)



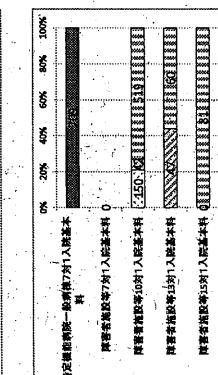
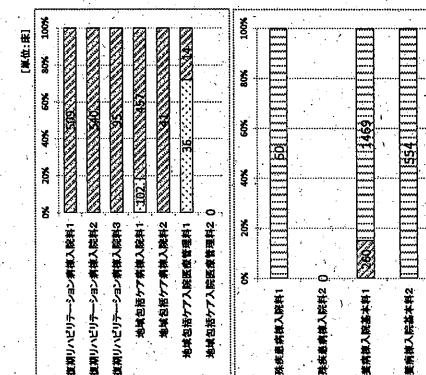
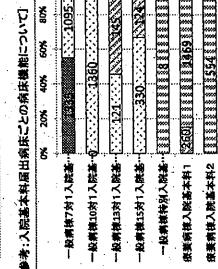
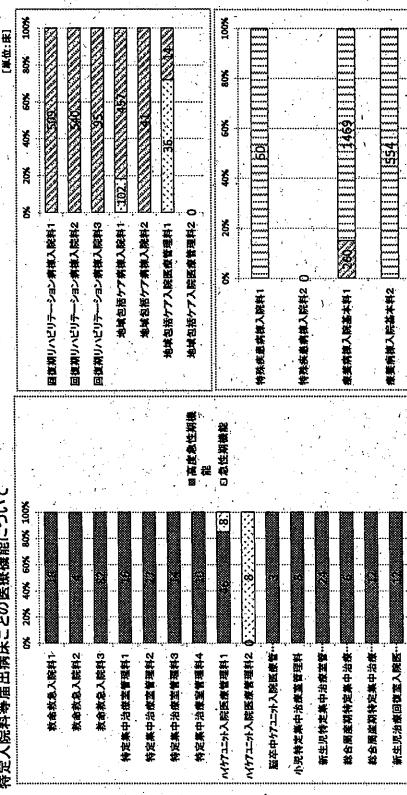
5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成24年6月の1か月分)



7 有床診療所の病床の役割



6 特定入院料等届出病床ごとの医療機能について



①在院日数・医療機関数 (併記用紙枚数)	194(13,987床)	②回をもつた医療機関数 (併記用紙枚)	192(13,959床)	③回答率 (併記用紙枚)	98.0%(99.7%)
-------------------------	--------------	------------------------	--------------	-----------------	--------------

1 平成28年度病床機会報告に於ける報告状況について

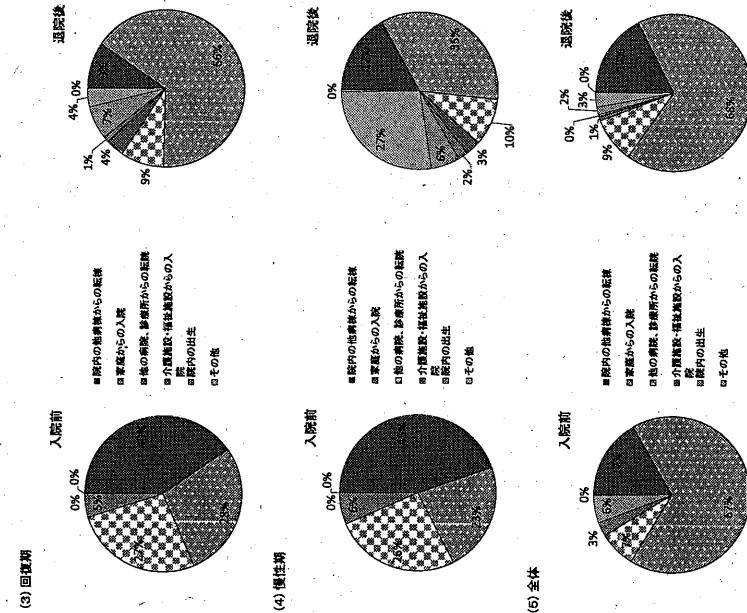
左：併記用紙枚		右：併記用紙枚		【属性：病】	
注記欄 は、併記用紙から「医療機関が同一施設にて最も多く利用される医療機関」であることを示す。					
区分	高齢急性期	急性期	回復期	慢性的期	【属性：病】
区分	新規入院者数	既往者数	新規入院者数	既往者数	新規入院者数
一般病床	2,426	2,418	4,157	3,985	1,088
療養病床	0	0	13	13	844
計	2,426	2,418	4,170	3,999	2,732
平均在院日数(併記用紙)	99.7%	95.3%	95.3%	96.7%	97.0%

2 基準日後(平成34年7月1日(6年経過後))における病床数の見直しについて

左：基準日における在院病床数 右：基準日後における在院病床数		【属性：病】	
注記欄 は、併記用紙から「医療機関が同一施設にて最も多く利用される医療機関」であることを示す。			
区分	高齢急性期	急性期	回復期
区分	新規入院者数(年間)	既往者数	新規入院者数
新規入院者数(年間)	85,660	87,705	17,307
既往者数(年間)	798,774	1,057,240	791,127
退院者数(年間)	85,885	89,520	11,243
平均在院日数(併記用紙)	90.2%	69.5%	79.4%
平均在院日数(併記用紙)	9.3	11.9	45.8
※標準差(併記用紙)の乗算値(併記用紙)	75.0%	78.0%	90.0%
※標準差(併記用紙)の乗算値(併記用紙)	92.0%		

3 入院前・退院先の場所別の入院患者の状況(平成26年6月の1か月間)

区分	高齢急性期	急性期	回復期	慢性的期	【属性：病】
注記欄 は、併記用紙から「医療機関が同一施設にて最も多く利用される医療機関」であることを示す。					
区分	新規入院者数(年間)	既往者数	新規入院者数	既往者数	新規入院者数
一般病床	2,426	2,408	4,170	4,680	2,732
療養病床	0	0	2,426	2,506	2,506
計	2,426	2,408	4,170	4,680	2,732

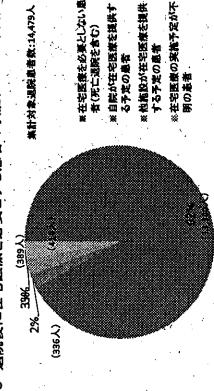


4 在宅医療の実施状況について

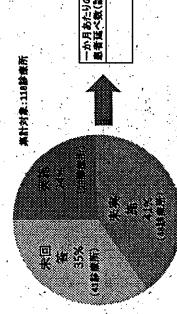
(1) 在宅医療(後方)支援体制、在宅医療支援診療を行なっている診療所の割合(平成28年6月1か月間)



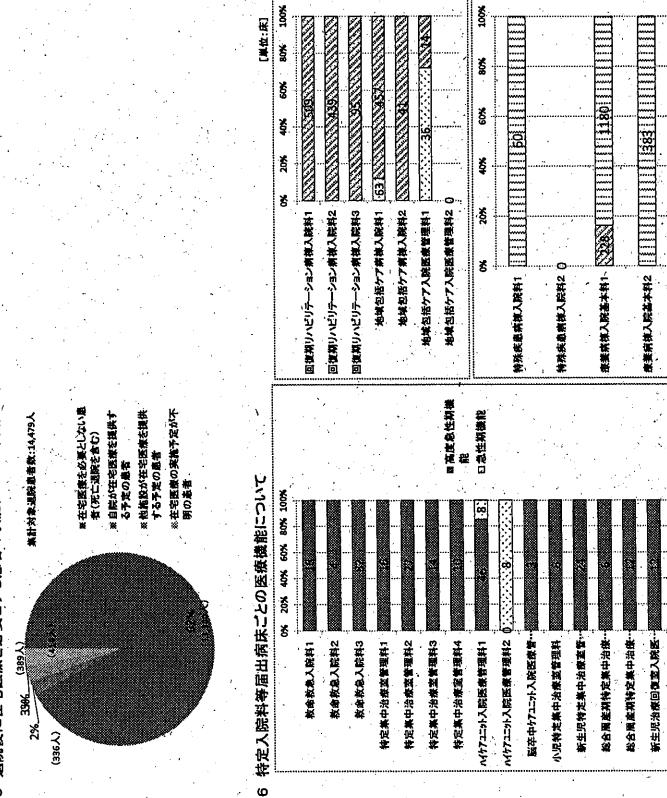
(2) 在宅医療を実施している医療機関の割合(平成28年6月1か月間)



5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成28年6月の1か月分)

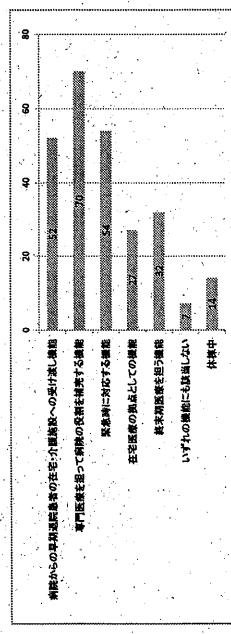


6 特定入院料等届出病床ごとの取扱機能について



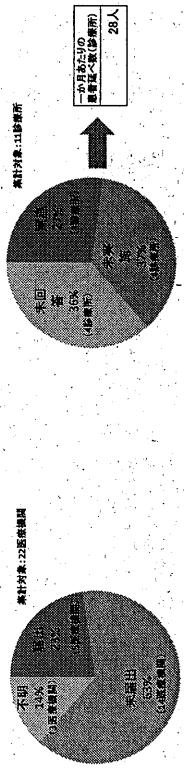
7 有床診療所の病床の役割

8 在宅医療の実施状況について



4. 在宅医療の実施状況について

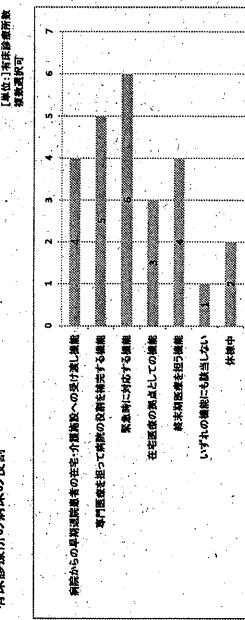
(1) 在宅医療(後方)連絡院、在宅医療支援病院を届出している医療機関の割合 (2) 在宅医療を実施している診療所の割合 (平成24年6月の1か月間)



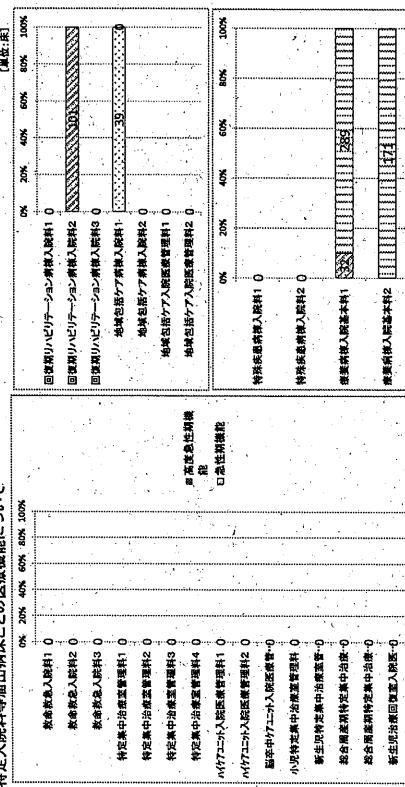
5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成24年6月の1か月分)



7 有床診療所の病床の役割



6 特定入院料等届出病状ごとの医療機能について



(参考) 入院料本料届出病状ごとの付帯機能について

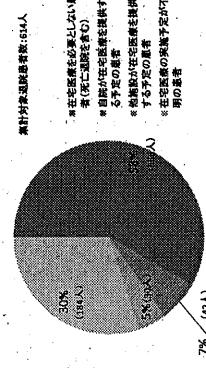
	0%	20%	40%	60%	80%	100%
特需病棟併用入院料1	0					
特需病棟併用入院料2	0					
回復期急性期病棟併用入院料1	0					
回復期急性期病棟併用入院料2	0					
回復期慢性病棟併用入院料1	0					
回復期慢性病棟併用入院料2	0					

4. 在宅医療の実施状況について

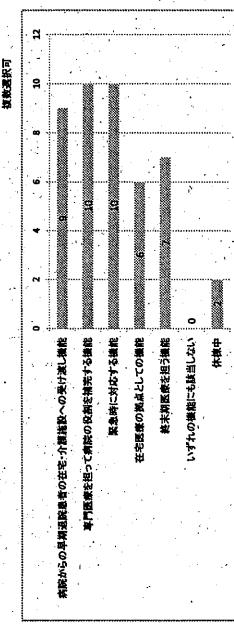
(1) 在宅医療(後方)支援課、在宅医療支援診療所を直行している診療機関の割合 (2) 在宅医療を実施している診療所の割合(平成23年6月の1か月間)



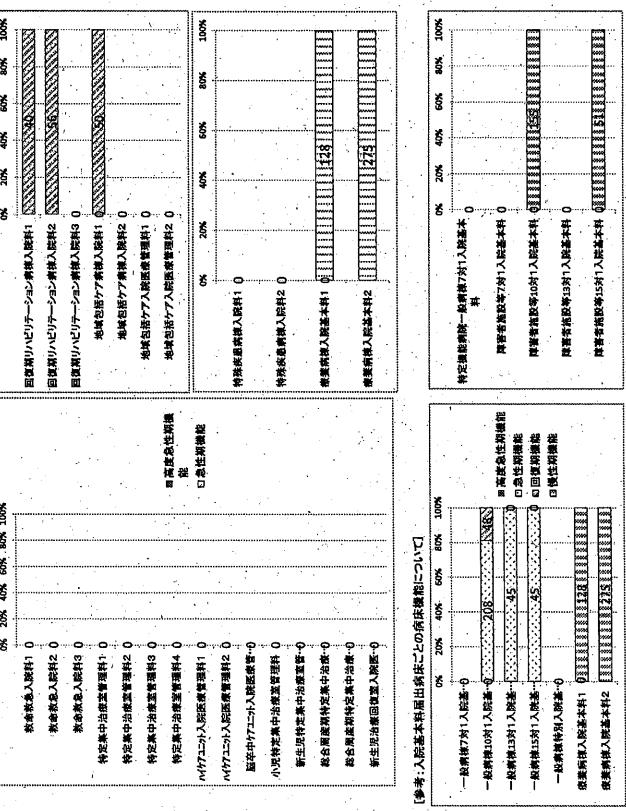
5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成28年6月の1か月分)



7 有床診療所の病床の役割



6 特定入院料等届出病院がこの医療機関について



三
四

1 平成28年度病床機能報告における報告状況について

(1) 基準日(平成28年7月1日現在)における医療機能別に計可収容床数

区分	急性期	慢性期	全休
一般病院	181	728	9745 (98.7%)
精神病院	0	18	152
合計	181	747	9817
精神機能障害者用	100.0%	99.3%	99.7%

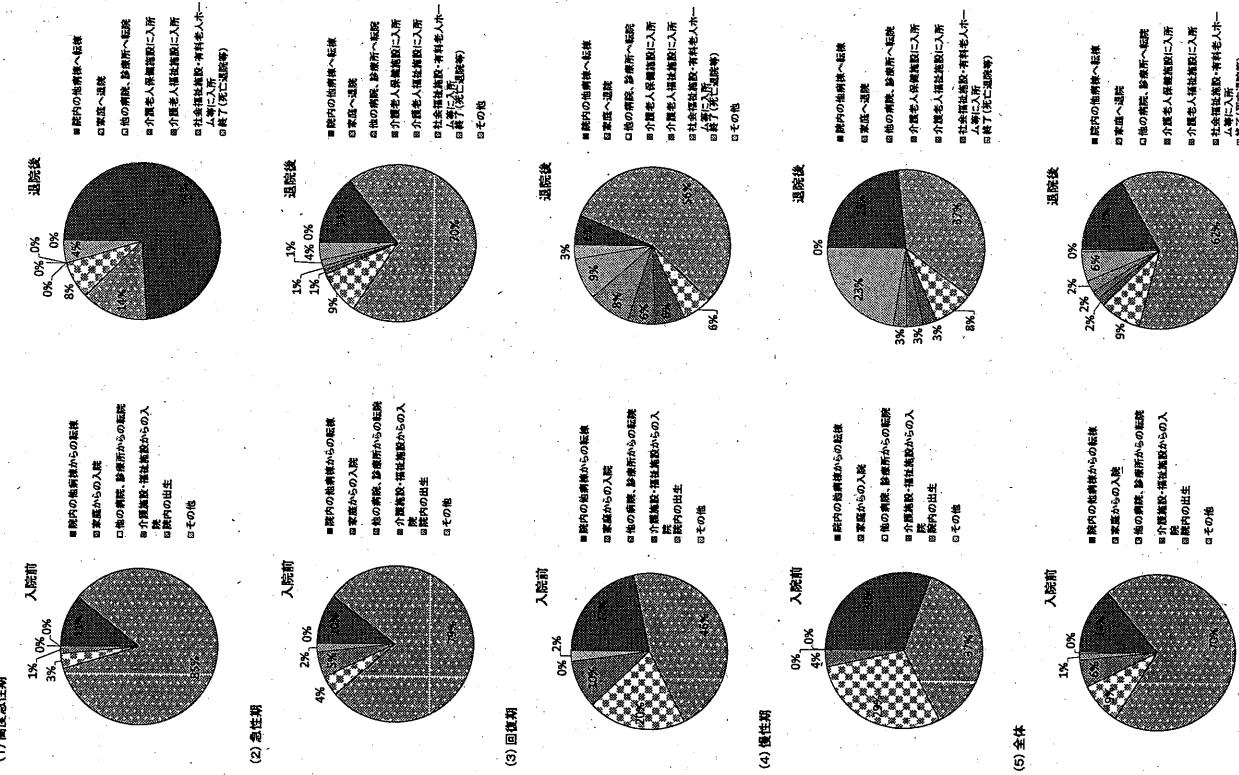
（2）各医療機関における報告状況について

区分	急性期	慢性期	全休
一般病院	181	728	9745 (98.7%)
精神病院	0	18	152
合計	181	747	9817
精神機能障害者用	100.0%	99.3%	99.7%

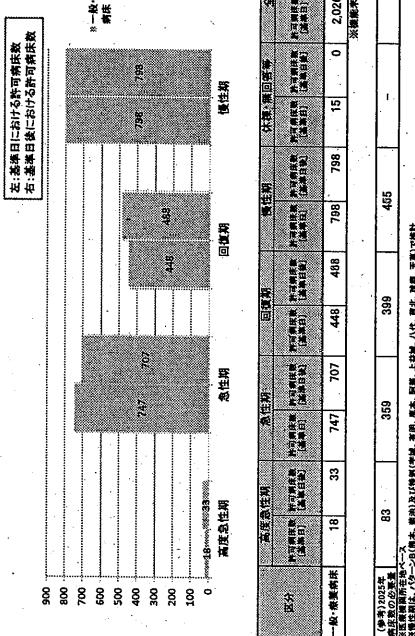
（3）各医療機関における報告状況について

区分	急性期	慢性期	全休
一般病院	181	728	9745 (98.7%)
精神病院	0	18	152
合計	181	747	9817
精神機能障害者用	100.0%	99.3%	99.7%

3 入院前の場所・退院先の場所別に入院患者の状況(平成28年6月の1か月間)

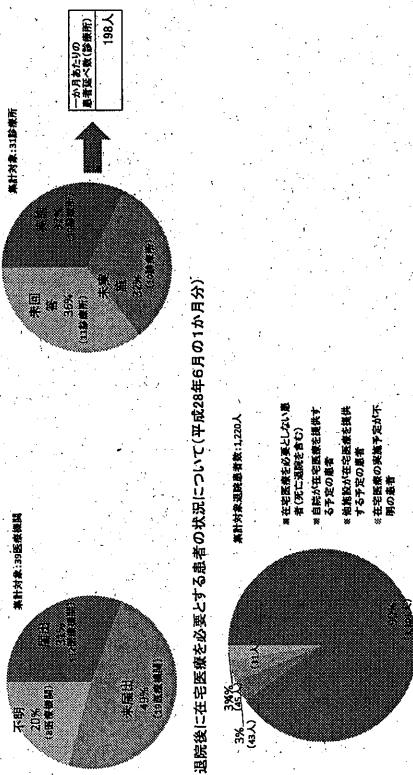


基準日後(平成34年7月1日(6年経過後))における病床数の見通しについて



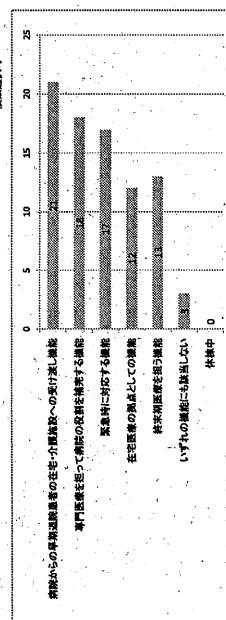
4 在宅医療の実施状況について

(1) 在宅医療（後方）支援病院、在宅医療支援診療所を届け出ている医療機関の割合 (2) 在宅医療を実施している診療所の割合(平成28年6月の調査)



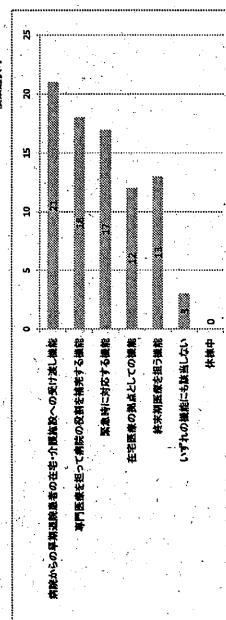
5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成28年6月の1か月分)

7 有床診療所の病床の割



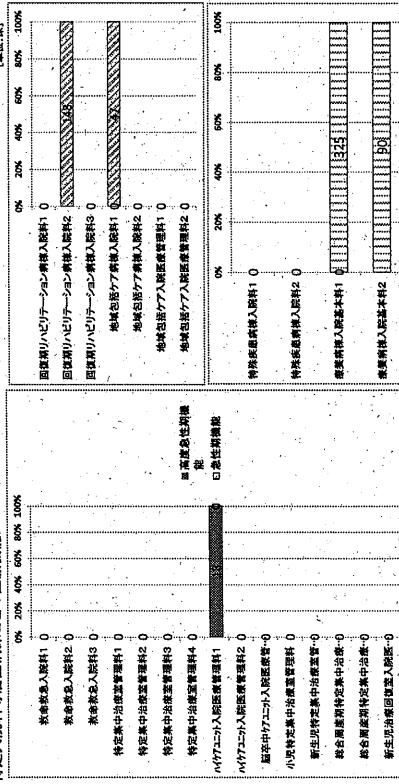
5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成28年6月の1か月分)

【単位】有床診療所数
【基準】有床診療所数

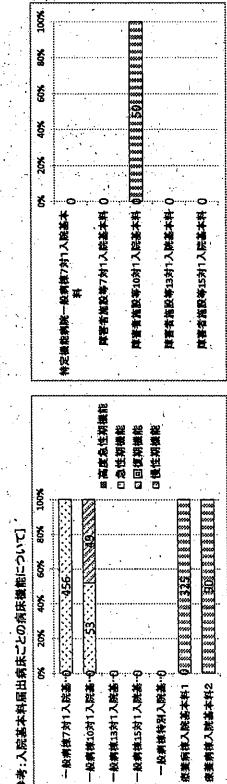


5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成28年6月の1か月分)

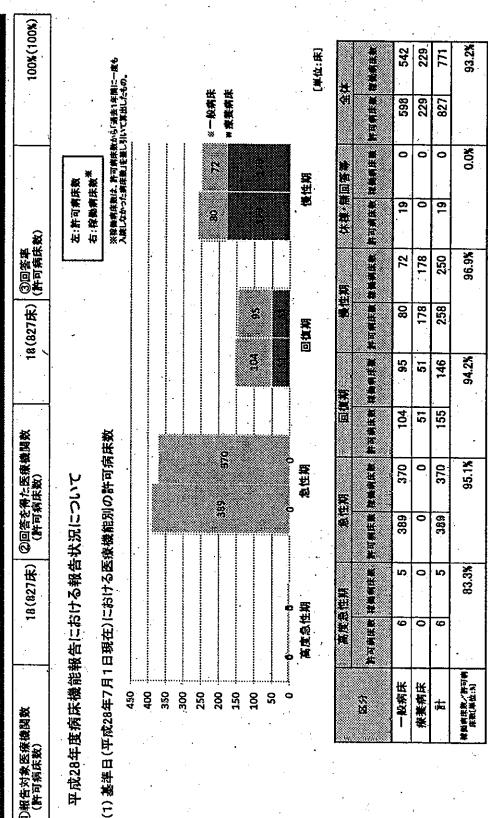
特定子喰料等提出審査上の医薬機器について



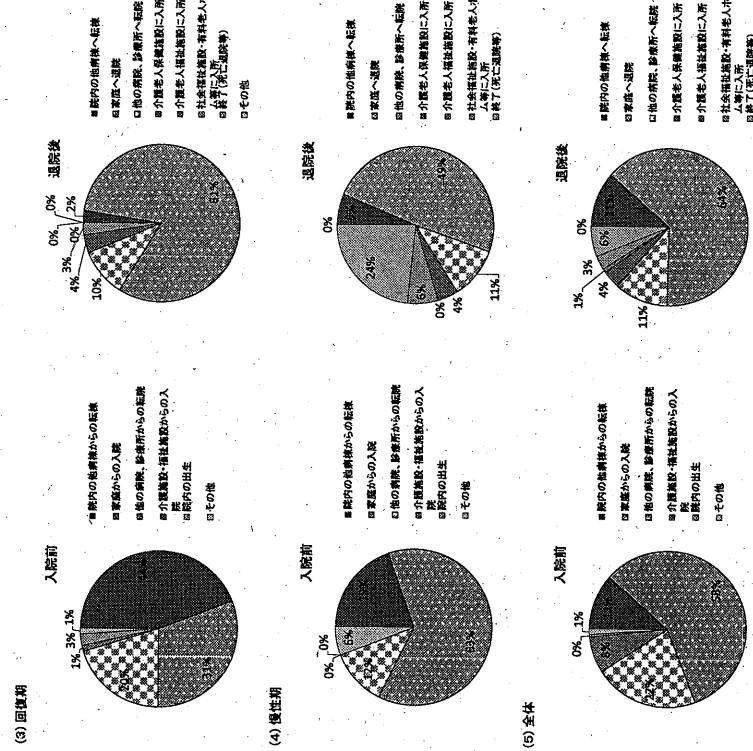
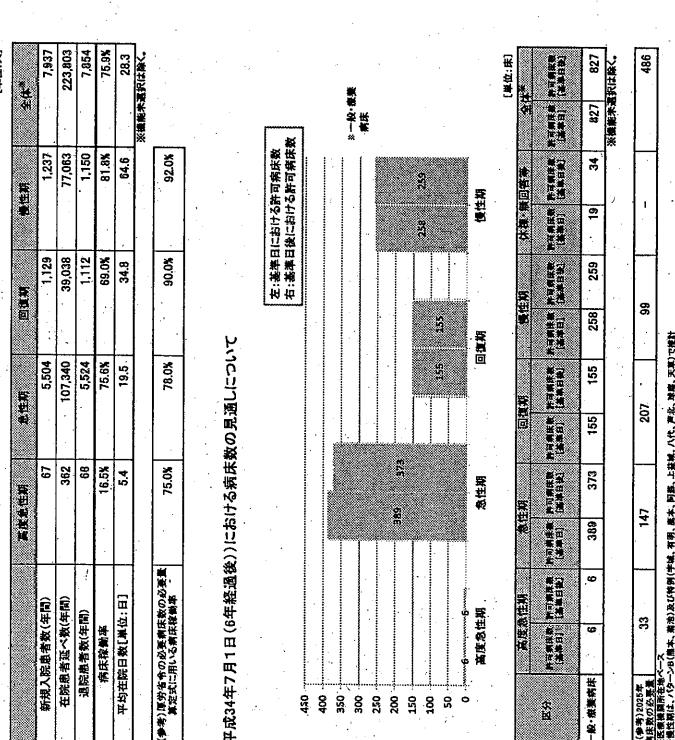
「詔書」の宣傳其本題題出完全生ゴヒの御庄機械に(ア)



入力個数	誤差率 (%)	入力個数	誤差率 (%)
1	0	0	0
2	100	1	0
3	100	2	0
4	100	3	100
		4	100

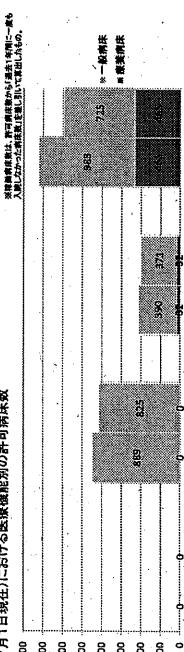


2. 基準日後(平成34年7月1日(6年経過後))における病床数の見通しについて



①担当する医療機関数 (医療行為件)	33(2,889床)	②回診を含む医療機関数 (医療行為件)	33(2,889床)	③回診率 (医療行為件)	100K(100)
-----------------------	------------	------------------------	------------	-----------------	-----------

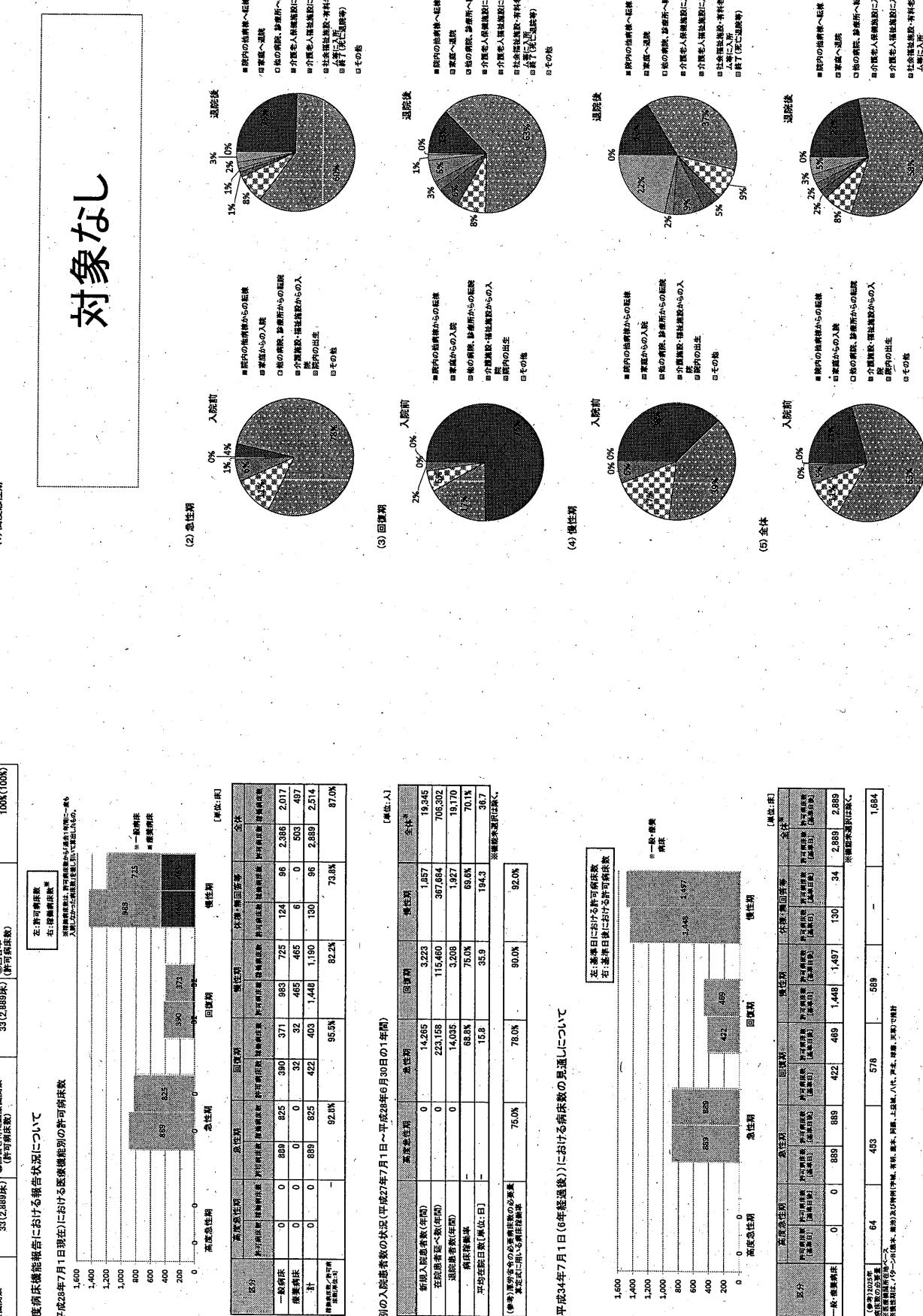
(1) 基準日(平成28年7月1日)における医療機別別の許可病床数



対象なし

3 入院前の場所・退院先の場所別の入院患者の状況(平成28年6月の1か月間)

(1) 高度急性期



(2) 基準日後(平成34年7月1日(6ヶ月後))における病床数の見通しについて

区分	高齢者用	急性期	回復期	慢性期	【単位:床】
新規入院患者数(年間)	0	14,265	3,223	1,457	19,345
在院患者数(年間)	0	223,158	115,460	37,084	370,302
退院患者数(年間)	0	14,035	3,208	1,327	19,170
一箇月平均在院日数(年間)	-	68.8%	46.5%	6.0%	69.6%
一箇月平均在院日数(月)	-	15.3	4.03	1.19	19.4
※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。					※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。
新規入院患者数(月)	75.0%	78.0%	90.0%	92.0%	
既存入院患者数(月)	25.0%	22.0%	10.0%	8.0%	

2 基準日後(平成34年7月1日(6ヶ月後))における病床数の見通しについて

区分	高齢者用	急性期	回復期	慢性期	【単位:床】
新規入院患者数(年間)	0	14,265	3,223	1,457	19,345
在院患者数(年間)	0	223,158	115,460	37,084	370,302
退院患者数(年間)	0	14,035	3,208	1,327	19,170
一箇月平均在院日数(年間)	-	68.8%	46.5%	6.0%	69.6%
一箇月平均在院日数(月)	-	15.3	4.03	1.19	19.4
※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。					※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。
新規入院患者数(月)	75.0%	78.0%	90.0%	92.0%	
既存入院患者数(月)	25.0%	22.0%	10.0%	8.0%	

※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。

※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。

※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。

※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。

※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。

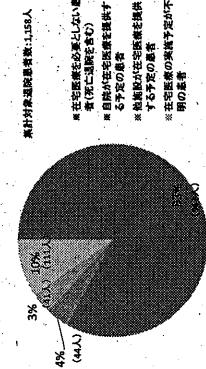
※参考基準年令の医療機の認可承認は、原則として同一の医療機関が行なわれる。

4. 在宅医療の実施状況について

(1) 在宅療養(後方)支援制度、在宅医療支援診療を行なっている医療機関の割合 (2) 在宅医療を実施している医療機関の割合(平成28年5月の1か月間)

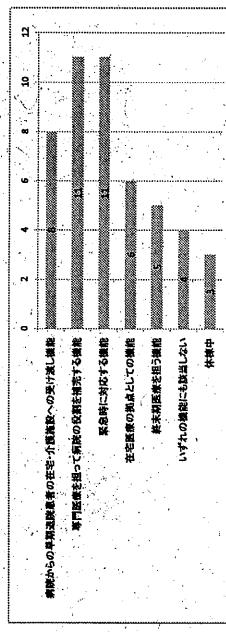


5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成28年6月の1か月分)

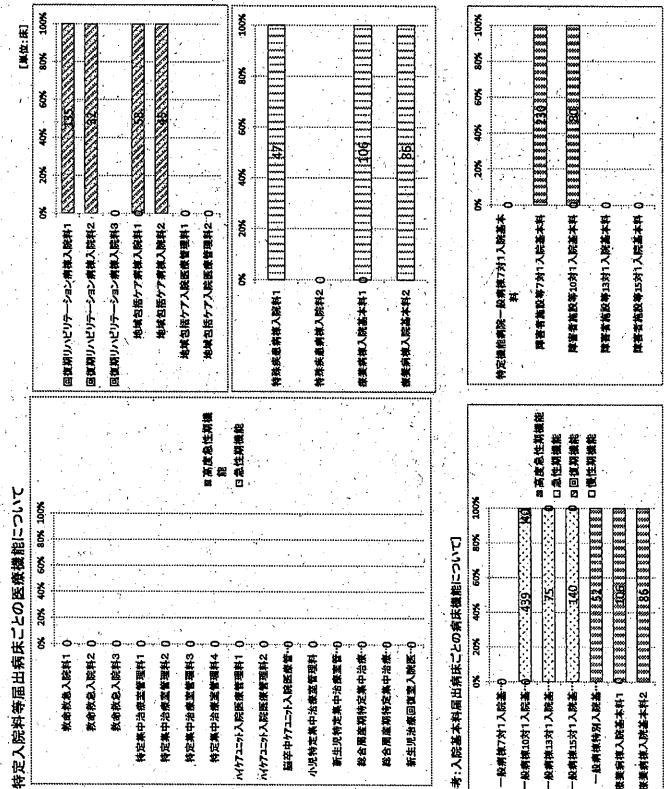


7 有床診療所の病床の使用率

[調査] 年次診療所
[調査] 病床使用率



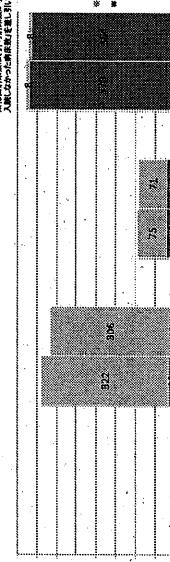
6 特定入院料等届出病床ごとの医療機関について



①総合診療医療機関数 (併用可能床数)	13(62床)	②回答を待つ医療機関数 (併用可能床数)	13(62床)	③回答率 (併用可能床数)	100%(100%)
------------------------	---------	-------------------------	---------	------------------	------------

1 平成28年度医療機関報告における報告状況について

(1) 基準日(平成28年7月1日現在)における医療機関別の許可病床数



区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	基準日		回復期回答率	慢性期回答率	全体
					新規入院者数(年間)	既往患者数(年間)			
一般病院	0	0	322	322	75	71	8	3	0
保健所	0	0	16	11	20	20	370	364	14
計	0	0	338	317	95	91	378	372	17
※参考「厚生労働省の医療政策の必要要素 基準式」による算出結果	-	-	93.8%	95.3%	98.4%	98.4%	0.0%	0.0%	94.2%

2 基準日後(平成28年7月1日(6年経過後))における病床数の見通しについて

区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	基準日		回復期回答率	慢性期回答率	全体
					新規入院者数(年間)	既往患者数(年間)			
一般病院	0	0	338	318	95	95	378	395	17
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	338	318	95	95	378	395	17
※参考「厚生労働省の医療政策の必要要素 基準式」による算出結果	-	-	95.0%	94.0%	99.0%	99.0%	92.0%	92.0%	92.0%

基準日

回復期

慢性期

全体

高

度

急

性

期

回

復

期

基

準

日

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

過

後

6

年

経

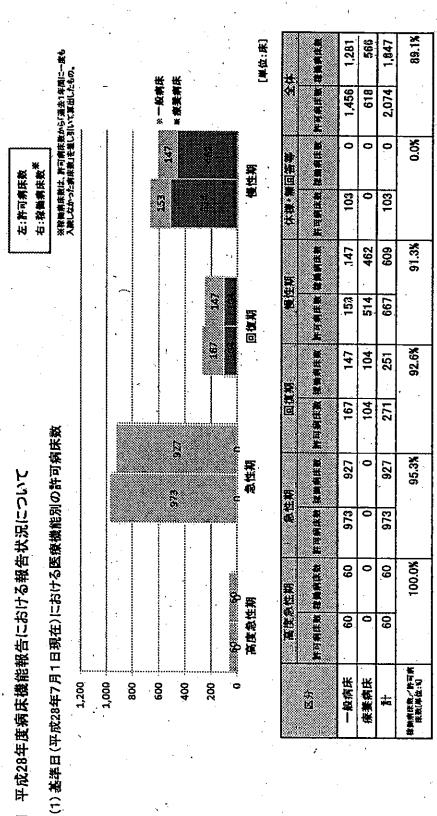
過

後

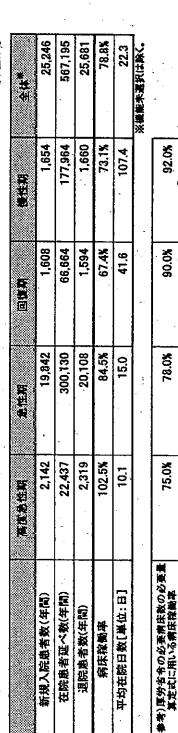
6

年

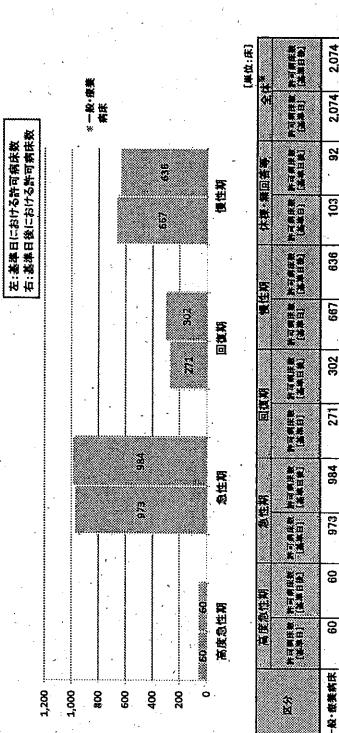
経



(2) 病床搬送別の入院患者数の状況(平成27年7月1日～平成28年6月30日の1年間)



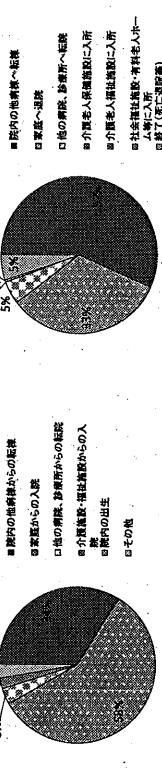
基準日後(平成34年7月1日(6年経過後))における病床数の見通しについて



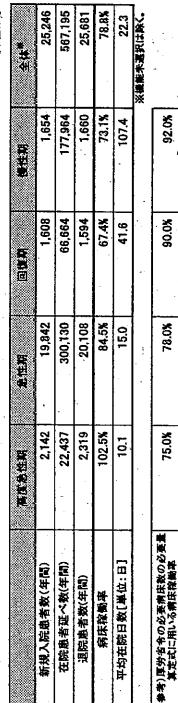
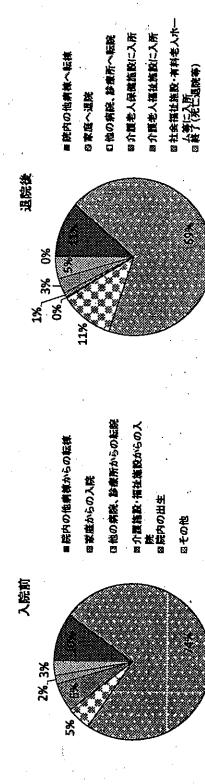
参考)2025年	113	440	419
----------	-----	-----	-----

3 入院前の場所・退院先の場所別の入院患者の状況(平成28年6月の1か月間)

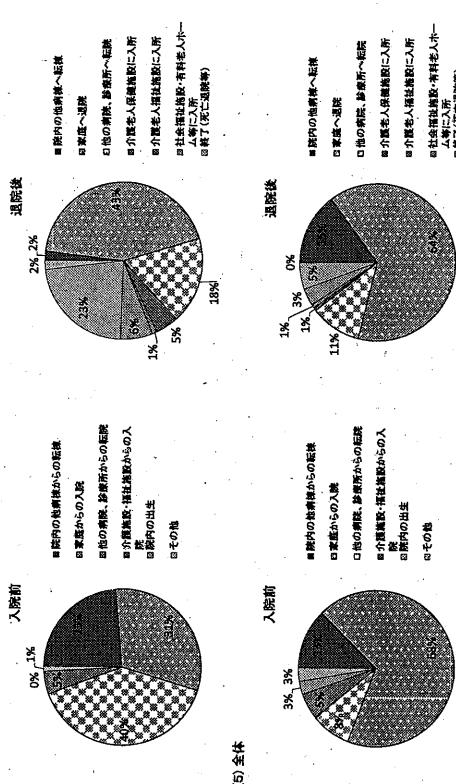
平成28年度病床機能報告における報告状況について



(2) 急性期



基準日後(平成34年7月1日(6年経過後))における病床数の見通しについて



卷之三

卷之三

平成24年度病院機能評価における報告状況について

(1) 基本項目 平成24年7月1日現在における医療機関別の許可病床数

医療機関種別	①基幹病院 （許可病床数）	②回診を伴う医療機関 （許可病床数）	③回答率 （許可病床数）	④回答率 （許可病床数）	100%（100%）
急性期	29(1,446床)	29(1,446床)	29(1,446床)	29(1,446床)	
高次急性期					
回復期					
慢性期					
専門医療機関					
総計	87	87	87	87	87

【単位：床】

左：許可病床数
右：医療機関別病床数

入院患者に対する医療機関別割合

※一般病床
※専門病床

100%（100%）

平成28年度病床機能報告における報告状況について

(1) 其導日(平成28年7月1日現在)における医療機関別の数を算出数

（イ）翌年日（平成28年1月1日現在）における医療機関別の診療件数

100

600

580

左：許可制床數

右：祥鈞病床數

※脊髓前床膜は、許可解剖学から「過去」入院しなかった病床数を算出し

卷之三

四百一

8

年間の一度も
たもの。

1 時期の推進・退院生の推進期の1段歩きの出現(アダルトスキンシップ)

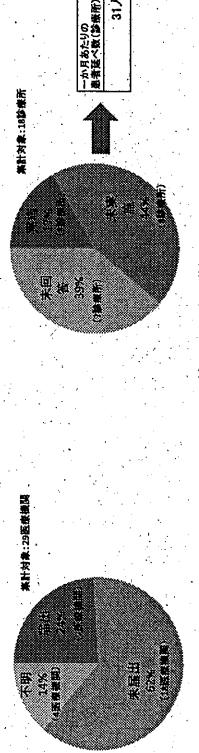
3 入院前の場所・退院先の場所別の入院患者の状況(平成28年6月の1か月間)



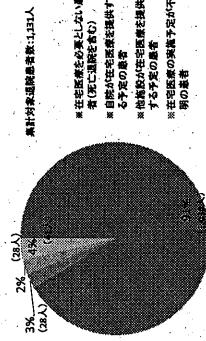
(2) 病床別に入院患者数の状況(平成22年7月1日～平成22年6月30日の1年間)	
新規入院患者数(年間)	801
在院患者数(年間)	1,734
退院患者数(年間)	802
病床稼働率	59.4%
平均占用日数(単位:日)	2.2
参考:厚生労働省の必要な病床数の必要量 算出式(平成14年7月1日(6年経過後)における病床数の目標)について	75.0%
	78.0%

4 在宅医療の実施状況について

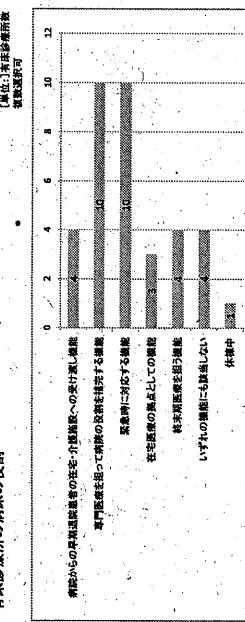
(1) 在宅医療（後方）実施状況、在宅医療実施診療所を届け出している医療機関の割合（2）在宅医療を実施している診療所の割合（平成28年6月の1か月間）



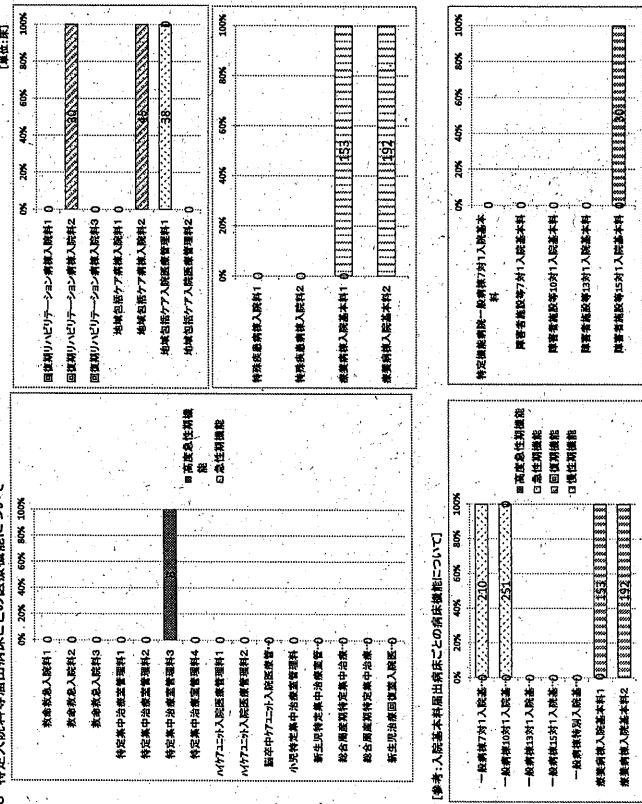
5 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況について(平成28年6月の1か月分)



7 有床多発症の病床の実施割合



6 特定入院料等届出病床ごとの医療機能について

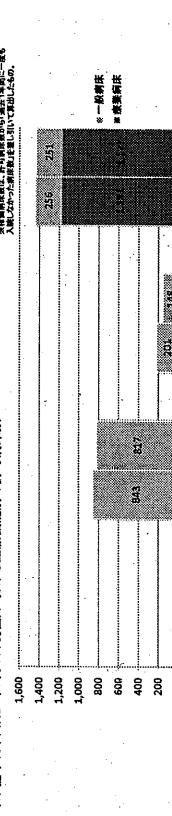


参考：入院基本料届出病床ごとの医療機能について

①施設区分	②回答予定の医療機関数 (許可病床数)	③回答予定の医療機関数 (許可病床数)	④回答予定の医療機関数 (許可病床数)	⑤回答予定の医療機関数 (許可病床数)
一般・専門医療機関	48(2,634床)	48(2,634床)	48(2,634床)	48(2,634床)

1 平成28年度病床機能報告における報告状況について

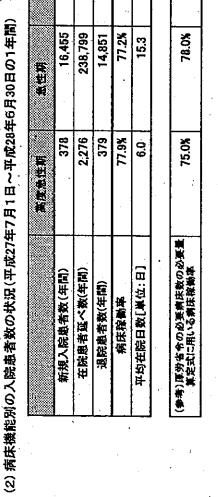
(1) 基準日(平成28年7月1日現在)における医療機能別の許可病床数



区分	高度急性期		急性期		回復期		慢性期		全般	
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	回復期	慢性期	回復期	慢性期	回復期	慢性期
新規登録者数(年間)	378	16,455	1,342	2,715	20,890					
在院患者数(年間)	2,276	238,398	47,801	485,289	774,165					
既存登録者数(年間)	319	14,051	1,209	2,654	19,173					
平均在院日数(単位：日)	77.9	77.2%	61.5%	92.5%	84.7%					
参考原書による公的医療機関の必要基準	6.0	15.3	36.3	180.8	30.6					
参考原書による公的医療機関の必要基準	75.0%	78.0%	90.0%	92.0%						

(2) 病床機能別の入院患者数の状況(平成28年7月1日～平成28年6月30日の1年間)

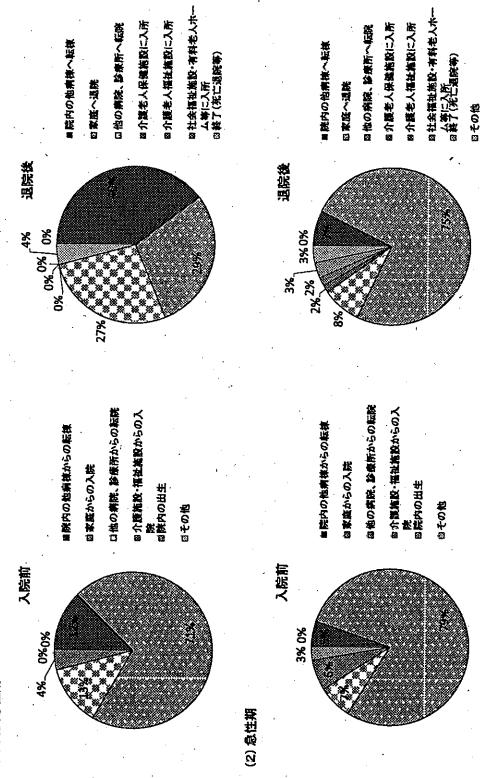
区分	高度急性期		急性期		回復期		慢性期		全般	
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	回復期	慢性期	回復期	慢性期	回復期	慢性期
新規登録者数(年間)	378	16,455	1,342	2,715	20,890					
在院患者数(年間)	2,276	238,398	47,801	485,289	774,165					
既存登録者数(年間)	319	14,051	1,209	2,654	19,173					
平均在院日数(単位：日)	77.9	77.2%	61.5%	92.5%	84.7%					
参考原書による公的医療機関の必要基準	6.0	15.3	36.3	180.8	30.6					
参考原書による公的医療機関の必要基準	75.0%	78.0%	90.0%	92.0%						



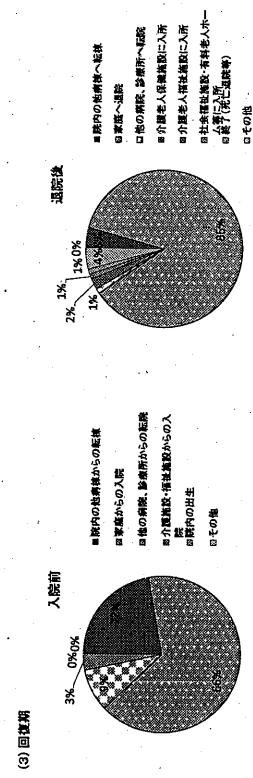
2 基準日後(平成34年7月1日(6年経過後))における病床数の見通しについて

3 入院前の場所・退院先の場所別の入院患者の状況(平成28年6月の1か月間)

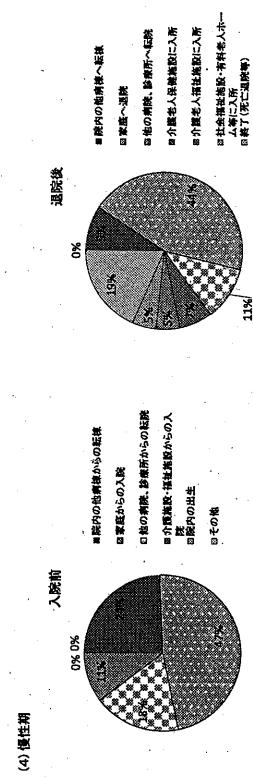
(1) 高度急性期



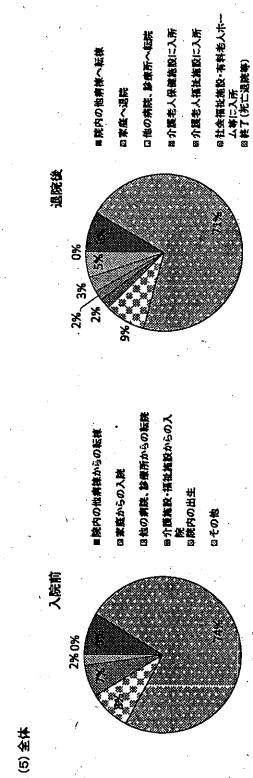
(2) 急性期



(3) 回復期



(4) 慢性期



(5) 全体



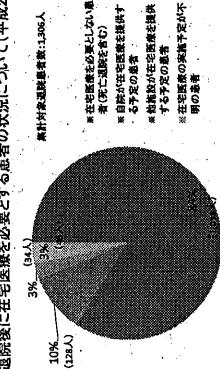
4 在宅医療の実施状況について

(1) 在宅療養(後方)支援病院、在宅療養支援診療所を届け出している医療機関の割合 (平成28年6月の1か月間)

卷之三



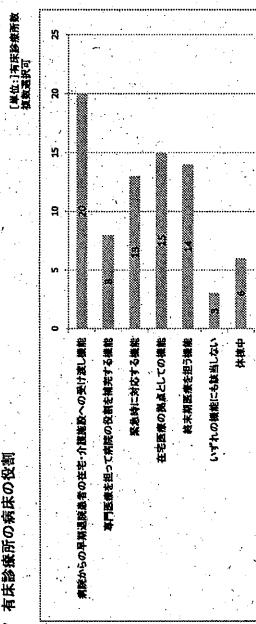
第一回 治世後の官正者たる者に於ては、其の忠義の精神に感化せられ、



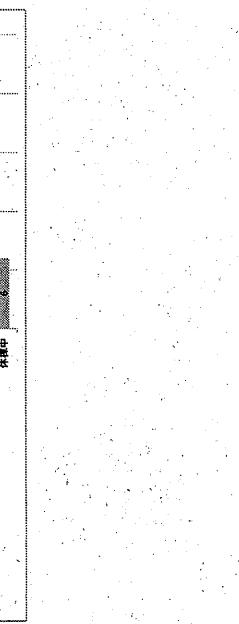
特定入院料等届出病床ごとの医療機能について

論著「論著大判提出命令の検査機関に對する」

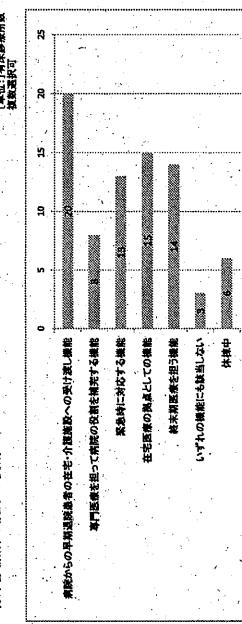
卷之三



「政治化」する官邸をめぐる特養の懐証について(平成20年6月の1か月分)



「单位」有其特殊涵義



卷之三

